

屋久島世界自然遺産地域の管理状況の評価について

1. 管理状況の評価の方針

(1) 背景と基本的方針

- 屋久島世界遺産地域管理計画は、平成 24 年に改定後、約 10 年が経過しており、見直しの議論が開始されたところである。今回の見直しを契機として、これまでの世界遺産地域の管理状況の評価し、関係者間の認識の共有や管理計画改定作業への反映など、将来のよりよい世界遺産管理に活かしていくことが期待されている。
- また、世界遺産地域の順応的管理を推進するために、同じく平成 24 年に定めたモニタリング計画についても、約 10 年が経過したことを受けて、評価のタイミングを迎えている。このモニタリング計画は、遺産地域の 4 つの管理目標にあわせて、5 つの評価項目が設定され、その下に 14 のモニタリング項目（25 の評価指標と、対応した評価基準）が定められている。
- 以上を踏まえて、評価基準が整理されたモニタリング計画に基づく評価を軸として、世界遺産地域における管理状況の評価を行い、今後の管理に向けた方向性等を整理するとともに、管理計画の前回改定から約 10 年間の事業実績の整理（見える化）を行う。

<※参考：モニタリング計画における管理目標と評価項目>

管理目標Ⅰ 基礎的環境情報が把握されていること

管理目標Ⅱ 天然スギに代表される特異な自然景観が維持されていること

評価項目 A 天然スギ林が適切に保護・管理され、天然スギが持続的に世代交代すること

評価項目 B その他の特異な自然景観資源が適切に保護・管理されていること

管理目標Ⅲ 植生の垂直分布に代表される貴重な生態系が維持されていること

評価項目 C 植生の垂直分布が維持されていること

評価項目 D 生物多様性が維持されていること

管理目標Ⅳ 観光客等による利用及び人為活動等が世界遺産登録時の価値を損なっていないこと

評価項目 E 観光客等による利用が適正に管理されていること

(2) 管理状況の評価の基本的進め方

- ① モニタリング計画における 14 のモニタリング項目ごと（実際は 25 の評価指標ごと）に、評価基準に基づいて評価を実施する。
- ② 上記モニタリング項目の評価を総括する形で、モニタリング計画の 4 つの管理目標に応じた 5 つの評価項目の評価を行い、今後の管理に向けた方向性等を整理する。
- ③ モニタリング項目、評価項目ともに、科学委員会、ヤクシカWGや高層湿原保全対策検討会で議論すべき内容（ヤクシカの動態や希少種等）を分担し、評価案のとりまとめを行うとともに、WGや検討会のとりまとめ内容については、最終的に科学委員会に報告する。（同一の評価項目内に、別のWGや検討会でとりまとめるモニタリング項目の評価が含まれる場合は、内容について事務局で調整する）
- ④ モニタリング項目、評価項目ともに、過不足が見受けられる場合は、評価後のモニタリング計画の改定への反映を検討する。
- ⑤ モニタリング計画に基づく評価とは別に、「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）について、約 10 年間の取組を整理（見える化）し、これまでの成果や課題等の抽出を行う。

2. モニタリング項目及び評価項目の評価に関する作業方針

(1) モニタリング項目の評価

- ・長期モニタリング計画に基づき蓄積された各種モニタリングデータにより評価する。
- ・1つのモニタリング項目に、複数の評価指標と評価基準が含まれている場合は、評価指標と評価基準ごとに評価する。

<個別モニタリング項目の評価の考え方>

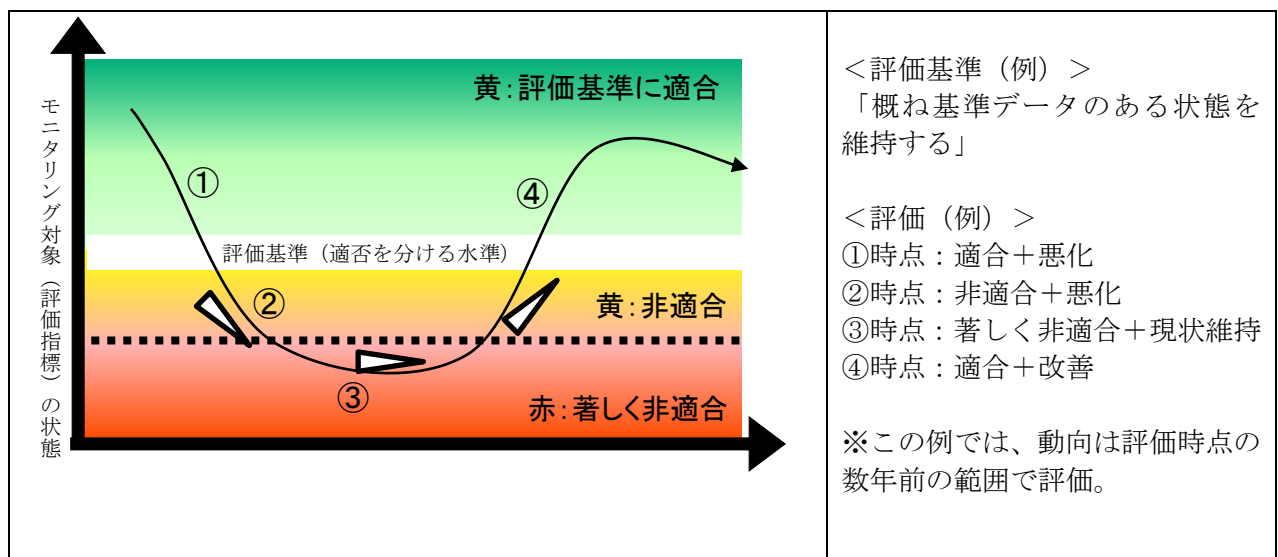
- ・個別モニタリング項目の評価基準に基づき、以下2点を組み合わせて評価する。

■モニタリング対象（評価指標）の評価時点における状態「適合／非適合」

（非適合については、その度合いに応じて「非適合」と「著しく非適合」に区分）

■モニタリング対象（評価指標）の一定期間における動向「改善／現状維持／悪化」

【個別モニタリング項目の評価に係る概念図】



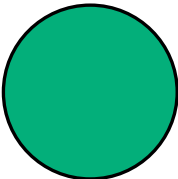
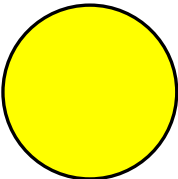
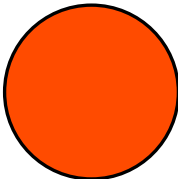
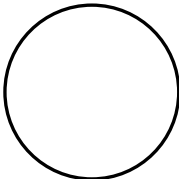
<動向の評価対象とする期間の考え方>

- ・「改善」、「悪化」等の動向の評価は、モニタリング計画の始期である平成24年度以降のモニタリング結果を用いることを基本とする。
- ・ただし、調査が数年間隔であるモニタリングや計画策定以前から継続しているモニタリングもあることから、評価対象期間はこれらの状況を勘案する。

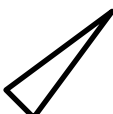
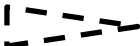
<個別モニタリング項目の評価結果の表現>

- ・評価項目の評価シート作成にあたり、個別モニタリング項目の評価結果（状態・動向）は、視覚的にわかりやすい表現とする。

■「状態」の評価の表現

評価基準に適合	評価基準に非適合		モニタリング未実施 (適否判断不可)
	非適合	著しく非適合	
			

■「動向」の評価の表現

悪化	現状維持	改善	情報不足の場合は破線
			(例) 

■個別モニタリング項目の評価結果の表現パターン

個別項目 評価結果	 適合+改善	 適合+現状維持	 適合+悪化	 非適合+改善	 非適合+現状維持	 非適合+悪化	 著しく非適合+現状維持
						 著しく非適合+改善	 著しく非適合+悪化
評価指標 の状態	問題のない状態 (目指すべき状態)		大きな問題があるとは言えないが、注視すべき状態		問題のある状態(状況改善のための対策を検討すべき状態)		

(2) 評価項目の評価

- ・各評価項目に対応する複数のモニタリング項目の評価結果について、総合的に評価する。
- ・評価案の作成にあたっては、統一様式の評価シートを用いる。
- ・評価シートには、評価項目に対応する個別モニタリング項目の評価資料を添付する。

<評価項目の評価シートの構成>

- ・総評
- ・評価項目に対応する個別モニタリング項目の評価（状態・動向を記号化）
- ・評価（総評）に至った背景・理由（個別モニタリング項目の評価理由等）
- ・遺産地域の管理施策に関する課題その他の特記事項
- ・今後の管理の方向性に関する意見等

管理目標	評価項目	モニタリング項目		評価指標		評価 (案)	実施主体					評価シート等の作成主体 (案)	評価案のとりまとめ主体 (案)
							環境省	林野庁	鹿児島県	屋久島町	その他		
0 基礎的環境情報が把握されていること	－	1	気象データの測定	1	気温、湿度、地温、土壌水分、降水量等	○	●	●	●		●	環境省	科学委員会
		2	大気組成、水質測定	2	降下ばいじん量	○			●				
				3	pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数	○			●				
Ⅰ 天然スギに代表される特異な自然景観が維持されていること	A 天然スギ林が適切に保護・管理され、天然スギが持続的に世代交代すること	3	天然スギ林の現状把握	4	天然スギ林の面積	▶		●				林野庁	科学委員会
		4	天然スギ林の動態把握	5	天然スギ林の種組成及び階層構造	▶	●	●				林野庁	
	B その他の特異な自然景観資源が適切に保護・管理されていること	5	著名ヤクスギ等の巨樹・巨木の現状把握	6	著名ヤクスギである各個体の枝数、葉量	▶	●	●				林野庁	科学委員会
		6	その他の特異な自然景観資源の現状把握	7	特異な自然景観資源の現況	▶	●					環境省	
Ⅱ 植生の垂直分布に代表される貴重な生態系が維持されていること	C 植生の垂直分布が維持されていること	7	植生の垂直分布の動態把握	8	群集、種組成及び階層構造	▶	●	●				林野庁	ヤクシカWG
	D 生物多様性が維持されていること	8	ヤクシカの動態把握及び被害状況把握	9	ヤクシカの個体数	▶	●	●				環境省	ヤクシカWG
				10	ヤクシカの捕獲頭数	▶		●	●	●		環境省	
				11	ヤクシカによる植生被害及び回復状況	▶	●	●			●	林野庁	
		9	希少種・固有種の分布状況の把握	12	林床部の希少種・固有種の分布・生育状況	▶	●					環境省	ヤクシカWG
				13	ヤクタネゴヨウの分布・生育状況	▶		●				林野庁	
		10	外来種等による生態系への影響把握	14	外来植物アブラガリの分布状況	▶		●				林野庁	ヤクシカWG

屋久島世界遺産地域モニタリング計画に基づくモニタリング項目等

管理目標	評価項目	モニタリング項目		評価指標		評価 (案)	実施主体					評価シート等の作成主体 (案)	評価案のとりまとめ主体 (案)
							環境省	林野庁	鹿児島県	屋久島町	その他		
		11	高層湿原の動態把握	15	湿原の面積	湿原面積が大きく減少していないこと			●			林野庁	高層湿原保全対策検討会
				16	湿原の水深、土砂堆積深及び落ち葉だまりの分布面積	湿原の水深が維持され、土砂堆積深、落ち葉溜まりの分布面積に著しい変化がみられないこと			●			林野庁	
		12	高層湿原植生の動態把握	17	植生群落分布、種組成	植生群落分布面積及び位置、種組成に変化がみられないこと			●			林野庁	
Ⅲ 観光客等による利用及び人為活動等が世界遺産登録時の価値を損なっていないこと	E 観光客等による利用が適正に管理されていること	13	利用状況の把握	18	屋久島入島者数	－				●		環境省	科学委員会
				19	主要山岳部における登山者数	－		●				環境省	
				20	自然休養林における施設利用者数	－			●		●	環境省	
				21	携帯トイレ利用者数	2014年までに宮之浦岳ルートを利用する登山者（パーティ別）の60％以上、2022年までに90％以上が携帯トイレを所持すること		●				環境省	
				22	レクリエーション利用者の動向	－					●	環境省	
				23	レクリエーション利用や観光業の実態	－		●				環境省	
		14	利用による植生等への影響把握	24	登山道周辺の荒廃状況、植生変化	登山利用に起因する周辺植生が衰退しておらず、荒廃箇所が増加・拡大していないこと		●				環境省	科学委員会
				25	避難小屋トイレ周辺の水質	登山利用に伴い、水質が汚染されていないこと		●				環境省	

屋久島世界遺産地域モニタリング計画 評価項目の評価シート（様式案）

評価項目	—					
評価案の作成主体	科学委員会					
評価年月	2022 年●月					
評価対象期間	モニタリング開始年～2021 年					
総評	一部観測地点で気温の上昇、降水量の増加、風速の低下、日照時間の減少、地温の増加、降下ばいじん量（総量及び不溶解成分）の減少傾向が確認されている。水質について統計的な変化傾向は見られていない。					
対応するモニタリング項目とその評価	No.	モニタリング項目	No.	評価指標	評価基準（概要）	個別評価
	1	気象データの測定	1	気温、湿度、地温、土壌水分、降水量等	—	評価基準なし
	2	大気組成、水質測定	2	降下ばいじん量	—	評価基準なし
			3	pH, DO, BOD, COD, SS, 大腸菌群数	—	評価基準なし
評価の理由等	（個別モニタリング項目の評価結果に係る背景、評価の理由のほか、評価プロセス等、評価結果に係る特記事項を簡潔に記載。） 評価基準がなく、評価なし					
遺産地域の管理施策に関する特記事項・課題等	（評価項目の評価結果に密接に関連する管理施策として、特筆すべき事項があれば記載。また、管理施策の現状等を踏まえた今後の遺産管理上の課題について記載） ・降下ばいじん量（総量）は、火山噴火等の影響もあり、今後も増加に注視していく。 ・水質調査は調査回数がまだ少ないため、今後も注視していく必要がある。					
今後の遺産地域の管理の方向性に関する意見	（調査手法等へのコメントではなく、上記課題を踏まえた「遺産地域の管理の方向性」等についての助言等があれば、適宜記載。） ・気候変動が遺産地域の自然環境に与える影響は今後益々大きくなると考えられるため、気候変動影響に着目したモニタリングの実施が望まれる。					

屋久島世界遺産地域モニタリング計画 評価項目の評価シート（様式案）

評価項目	A 天然スギ林が適切に保護・管理され、天然スギが持続的に世代交代すること					
評価案の作成主体	科学委員会					
評価年月	2022 年●月					
評価対象期間	天然スギ林の現状把握：2009 年～2019 年、動態把握：1983 年～2021 年					
総評	スギの分布・階層構造の変化は少なく、亜高木層以下の下層にも見られるため消失のリスクは少ない。					
対応するモニタリング項目とその評価	No.	モニタリング項目	No.	評価指標	評価基準（概要）	個別評価
	3	天然スギ林の現状把握	4	天然スギ林の面積	天然スギ林の面積が大きく減少していないこと	
	4	天然スギ林の動態把握	5	天然スギ林の種組成及び階層構造	天然スギ林の種組成及び階層構造に大きな変化がみられないこと	
評価の理由等	（個別モニタリング項目の評価結果に係る背景、評価の理由のほか、評価プロセス等、評価結果に係る特記事項を簡潔に記載。） (3)スギの本数密度分布は 10 年間では全体的な変化は少なく、中央部で本数密度の増加も一部見られるため、適合かつ現状維持とした。 (4)スギ以外の樹種で本数密度が減少したものもあったが、スギは確認本数の変動が小さく、亜高木層以下の下層にも見られる。階層別に見ると全体的に優占種の変化は少なく、群集レベルでの変化は確認できなかった。種組成・種数・個体数については変化も見られたが、自然攪乱後の植生遷移の範囲内と考えられる。以上より、適合かつ現状維持とした。					
遺産地域の管理施策に関する特記事項・課題等	（評価項目の評価結果に密接に関連する管理施策として、特筆すべき事項があれば記載。また、管理施策の現状等を踏まえた今後の遺産管理上の課題について記載） ・スギは寿命が長く、分布について 10 年間では変化が分からない部分もあるため、モニタリング方法やデータ分析の工夫も必要。 ・モニタリングの実施箇所（評価箇所）のうち、森林生態系多様性基礎調査の調査箇所は、現地到達が困難な場合、調査が実施されないため、定期的なモニタリングデータとして活用できない場合がある。 ・種組成や階層構造のモニタリングの大部分については、モニタリング項目 No.7 の植生垂直分布の調査の一貫として調査されているが、天然スギ林部分を抽出した整理・分析もあるとよい。 ・スギの本数密度の増加傾向や種組成の変化については統計的有意性も見るとよい。					
今後の遺産地域の管理の方向性に関する意見	（調査手法等へのコメントではなく、上記課題を踏まえた「遺産地域の管理の方向性」等についての助言等があれば、適宜記載。）					

屋久島世界遺産地域モニタリング計画 評価項目の評価シート（様式案）

評価項目	B その他の特異な自然景観資源が適切に保護・管理されていること					
評価案の作成主体	科学委員会					
評価年月	2022 年●月					
評価対象期間	2012 年～2021 年（ただし一部のデータは 2011 年以前のものも使用）					
総評	一部の著名杉で樹勢の低下や人為的影響が見られるが対策はとられており、自然景観資源については一部の眺望の問題を除き大きな変化は起きていない。					
対応するモニタリング項目とその評価	No.	モニタリング項目	No.	評価指標	評価基準（概要）	個別評価
	5	著名ヤクスギ等の巨樹・巨木の現状把握	6	著名ヤクスギである各個体の枝数、葉量	著名ヤクスギである各個体の枝数、葉量に著しい変化がみられないこと	
	6	その他の特異な自然景観資源の現状把握	7	特異な自然景観資源の現況	特異な自然景観資源の規模、形態等に著しい変化がみられないこと	
評価の理由等	（個別モニタリング項目の評価結果に係る背景、評価の理由のほか、評価プロセス等、評価結果に係る特記事項を簡潔に記載。） (5)一部の著名杉で枝先の枯損や踏圧等の人為的影響が見られるが、著しい変化ではなく、樹勢診断結果に応じた対策がとられているため、悪化傾向だが適合とした。 (6)景観や看板については、周辺の植生が成長して見えづらくなっている場所があるが、その他の場所で大きな変化は起きていないこと、周辺植生の成長も自然要因による変化で、展望場所からの見え方の問題のため、適合かつ現状維持とした。					
遺産地域の管理施策に関する特記事項・課題等	（評価項目の評価結果に密接に関連する管理施策として、特筆すべき事項があれば記載。また、管理施策の現状等を踏まえた今後の遺産管理上の課題について記載） ・ 樹勢衰退の要因に応じて適切な対応をとる必要がある。 ・ 評価指標や評価基準を追加するとよい（葉色や、根茎の露出状況等生育土壌の状態に関するもの）。 ・ 景観や看板が見えづらい地点について、対策を講じる必要がある。					
今後の遺産地域の管理の方向性に関する意見	（調査手法等へのコメントではなく、上記課題を踏まえた「遺産地域の管理の方向性」等についての助言等があれば、適宜記載。） ・ 縄文杉が見えやすいように周辺の低木に剪定等の手入れをすることに異論はないが、手入れの範囲が制限なく拡大しないように、絶滅危惧種の保全の観点や観光上の特殊性などの論点を整理して、基準を設けて実施するべき。					

屋久島世界遺産地域モニタリング計画 評価項目の評価シート（様式案）

評価項目	C 植生の垂直分布が維持されていること					
評価案の作成主体	ヤクシカWG					
評価年月	2022 年●月					
評価対象期間	2012 年～2021 年（ただし一部のデータは 2011 年以前のものも使用）					
総評	森林の階層構造に大きな変化は見られず、上層木の種組成の変化は自然の推移によるものと考えられるが、下層植生や低木層の種組成の変化はヤクシカによる影響の可能性もある。					
対応するモニタリング項目とその評価	No.	モニタリング項目	No.	評価指標	評価基準（概要）	個別評価
	7	植生の垂直分布の動態把握	8	群集、種組成及び階層構造	群集、種組成及び階層構造に大きな変化がみられないこと	
評価の理由等	（個別モニタリング項目の評価結果に係る背景、評価の理由のほか、評価プロセス等、評価結果に係る特記事項を簡潔に記載。） ・原生自然環境保全地域での毎木調査結果については、幹数が減少傾向にあった調査地点や階層別に見ると優占種が変化した調査地点もあったが、各地域とも全体的には変化は少なく、群集レベルでの変化は確認されなかった。 ・東部、西部、南部、北部、中央部の 5 地域の植生垂直分布調査結果については、階層別に見ると、優占種が変化した地点もあったが、各地域とも全体的には変化は少ない。また、群集レベルでの変化もない。低木層以上の植物種について種組成、種数、個体数ともに変化が見られたが、自然攪乱後の植生遷移の範囲の変化と考えられる。下層植生の植物種数を見ると、西部地域を除き、2000 年代の種数に回復しているが、消失種もあるほか、種組成の変化が大きく、ヤクシカの痕跡等も見られる。 ・その他、屋久島全域での標高別の調査については、全体として低木層に大きな増減が見られたほか、種組成の変化が大きく、自然攪乱やヤクシカの採食等の影響が考えられる。 以上より、群集や階層には変化がなく、下層植生や低木層に種組成の変化が見られたが、後述の森林生態系管理目標Ⅱの指標となっている下層植生の種数は増加している箇所も多いことも考慮し、適かつ現状維持とした。					
遺産地域の管理施策に関する特記事項・課題等	（評価項目の評価結果に密接に関連する管理施策として、特筆すべき事項があれば記載。また、管理施策の現状等を踏まえた今後の遺産管理上の課題について記載） ・種組成の変化が自然攪乱や自然の推移（植生遷移）によるものか、ヤクシカの影響によるものか考察し、変化要因に応じて適切な対応をとる必要がある。 ・2019 年に整理された森林生態系の管理目標Ⅱでは、植生の垂直分布については、評価指標を下層植生の「植物種数」とし、評価基準を「各標高帯において 2000 年代の確認植物種数に回復させる」としている。					
今後の遺産地域の管理の方向性に関する意見	（調査手法等へのコメントではなく、上記課題を踏まえた「遺産地域の管理の方向性」等についての助言等があれば、適宜記載。）					

屋久島世界遺産地域モニタリング計画 評価項目の評価シート（様式案）（1/2）

評価項目	D 生物多様性が維持されていること					
評価案の作成主体	ヤクシカWG					
評価年月	2022 年●月					
評価対象期間	2012 年～2021 年（ただし一部のデータは 2011 年以前のものも使用）					
総評	ヤクシカの生息密度は減少傾向にあるが、目標密度には達していない地域も多く、林床植生や希少種・固有種は多くの場所で減少傾向にある。外来植物（アブラギリ）の侵入状況は変わらない。					
対応するモニタリング項目とその評価	No.	モニタリング項目	No.	評価指標	評価基準（概要）	個別評価
	8	ヤクシカの動態把握及び被害状況把握	9	ヤクシカの個体数	ヤクシカの生息密度が適正に保たれていること	
			10	ヤクシカの捕獲頭数	捕獲頭数が適正な生息密度維持のために、寄与していること	
			11	ヤクシカによる植生被害及び回復状況	林床植生に過度な摂食がみられずに、森林生態系の維持及び適切な森林更新が期待されること	
	9	希少種・固有種の分布状況の把握	12	林床部の希少種・固有種の分布・生育状況	希少種・固有種の生育地・生育個体数が減少していないこと	
			13	ヤクタネゴヨウの分布・生育状況	ヤクタネゴヨウの生育地・生育個体数が減少しておらず、更新が期待されること	
	10	外来種等による生態系への影響把握	14	外来植物アブラギリの分布状況	アブラギリの生育分布域が拡大していないこと	
評価の理由等	（個別モニタリング項目の評価結果に係る背景、評価の理由のほか、評価プロセス等、評価結果に係る特記事項を簡潔に記載。） (8)-9 ヤクシカの生息密度は全体的に減少傾向であるが、鹿児島県の設定目標に達していない 30 頭/k m²を超えた地域も多くあるため、改善傾向にあるが不適合とした。 (8)-10 捕獲が実施されていない高標高地域や西部地域でも生息密度が減少し、捕獲の効果が出ている可能性があるが、適正な生息密度にまでは至っていない地域が多くあるため、上記と同様、改善傾向にあるが不適合とした。 (8)-11 植生保護柵内外の植生被度を見ると、柵外被度が柵内の半分以下となっている地点も多くあり、森林生態系の維持や森林更新が懸念されるが、経年傾向については柵内の被度や種数が減少しているところ植生影響が増加しているところが特に多いことはないため、不適合かつ現状維持とした。					

評価項目	D 生物多様性が維持されていること
評価の理由等	（個別モニタリング項目の評価結果に係る背景、評価の理由のほか、評価プロセス等、評価結果に係る特記事項を簡潔に記載。） (9)-12 調査対象種全体で見ると、生育地点数や個体数に減少は見られないが、絶滅が心配される種もあるほか、ある程度定量的な評価が可能な20個体以上が確認されている種の個体群の変化を減少している個体群も多いため、不適合かつ現状維持とした。 (9)-13 ヤクタネゴヨウは稀に起こる大きなギャップ形成の時のみ更新し、林内で稚樹が育たないことが通常であるが、枯死が少し見られ、低木層では植被率、種数、本数が概ね減少傾向であるため、適合だが悪化傾向とした。 (10)アブラギリは経年比較が可能な西部地域において、分布地点数はほぼ横ばいであり、分布域の多少の変化はあるが分布域の拡大はなかったため、適合かつ現状維持とした。
遺産地域の管理施策に関する特記事項・課題等	（評価項目の評価結果に密接に関連する管理施策として、特筆すべき事項があれば記載。また、管理施策の現状等を踏まえた今後の遺産管理上の課題について記載） ・糞塊法や糞粒法など、それぞれの結果の解釈に留意するほか、複数の調査結果を統合した分析も望まれる。 ・センサーカメラ調査による撮影個体数のモニタリングや、CPUE（捕獲効率）の継続的整理も検討課題。 ・2019年に整理された森林生態系の管理目標Ⅰでは、植生保護柵内外の状況について、評価指標を「シダ植物の被度」とし、評価基準を「植生保護柵外のシダ植物の被度を柵内の50%を目安として回復させる」としている。 ・ヤクシカの生息密度の低減と植生回復の関係を解析し、個体数管理に活かしていく必要がある。 ・2019年に整理された森林生態系の管理目標Ⅳでは、絶滅のおそれのある固有植物種等の保全について、評価指標が「希少種・固有植物種の生育確認箇所数・個体数」、評価基準が「既往調査地において絶滅のおそれのある固有植物種等の生育確認箇所数・生育個体数を過年度から維持増加させる」となっており、本モニタリング計画とほぼ同じ評価指標・評価基準となっている。 ・希少種等の生育状況の変化について、定性的かつ定量的に正しく評価するための適切な複数の指標の設定が望まれる。 ・モニタリング対象種は調査地点の生育可能性等を踏まえて検討する必要がある。 ・アブラギリの拡大を防ぐため、間伐後の駆除や照度管理等を慎重に行う必要がある。
今後の遺産地域の管理の方向性に関する意見	（調査手法等へのコメントではなく、上記課題を踏まえた「遺産地域の管理の方向性」等についての助言等があれば、適宜記載。） ・希少種や固有種は世界遺産地域や国立公園から外れている低地照葉樹林帯にも多く見られるため、その環境の重要性を認識し、保護を強化する必要がある。

屋久島世界遺産地域モニタリング計画 評価項目の評価シート（様式案）

評価項目	D 生物多様性が維持されていること					
評価案の作成主体	高層湿原保全対策検討会					
評価年月	2022 年●月					
評価対象期間	2012 年～2021 年（ただし一部のデータは 2011 年以前のものも使用）					
総評	湿原の面積に大きな変化はないが、堆積土砂や落ち葉溜まりの状態が変化しており、一部の植物群落に減少が見られる。					
対応するモニタリング項目とその評価	No.	モニタリング項目	No.	評価指標	評価基準（概要）	個別評価
	11	高層湿原の動態把握	15	湿原の面積	湿原面積が大きく減少していないこと	
			16	湿原の水深、土砂堆積深及び落ち葉だまりの分布面積	湿原の水深が維持され、土砂堆積深、落ち葉溜まりの分布面積に著しい変化がみられないこと	
	12	高層湿原植生の動態把握	17	湿原植生群落の分布、種組成	植生群落分布面積及び位置、種組成に変化がみられないこと	
評価の理由等	（個別モニタリング項目の評価結果に係る背景、評価の理由のほか、評価プロセス等、評価結果に係る特記事項を簡潔に記載。） (11)-15 流路の変更や浸食箇所の拡大は見られるものの、花之江河、小花之江河ともに湿原面積自体に大きな変化はないため、適合かつ現状維持とした。 (11)-16 湿原は遷移により元々変化していくものではあるが、花之江河では、湿原全体に土砂が堆積しにくくなり、落ち葉溜まりの大きな減少が見られるほか、小花之江河でも土砂堆積の局所的な集中や落ち葉だまりの減少が見られるため、適合だが悪化傾向とした。 (12)湿原植生について、全体的には変化が少ない項目が多かったものの、土砂堆積地の増加、ヤクシマダケの侵入、イボミズゴケ群落の 15%の減少（小花之江河）も見られたため、適合だが悪化傾向とした。					
遺産地域の管理施策に関する特記事項・課題等	（評価項目の評価結果に密接に関連する管理施策として、特筆すべき事項があれば記載。また、管理施策の現状等を踏まえた今後の遺産管理上の課題について記載） ・湿原面積に大きな変化はないものの、流路及び湛水域だった箇所が減少傾向にあるため、水収支のモニタリングの継続が必要。 ・湿原の変化要因の分析と変化要因に応じた適切な対策が必要。					
今後の遺産地域の管理の方向性に関する意見	（調査手法等へのコメントではなく、上記課題を踏まえた「遺産地域の管理の方向性」等についての助言等があれば、適宜記載。） ・人為的影響による湿原の短期的遷移を抑制または緩和し、湿原環境を自然の遷移に委ねる状態に誘導する。（短期的遷移とは 1970 年代以降の湿原の変遷）					

屋久島世界遺産地域モニタリング計画 評価項目の評価シート（様式案）（1/3）

評価項目	E 観光客等による利用が適正に管理されていること					
評価案の作成主体	科学委員会					
評価年月	2022 年●月					
評価対象期間	2012 年～2021 年（ただし一部のデータは 2011 年以前のものも使用）					
総評	（例）一部地域でヤクシカの密度低下や植生回復の傾向が確認されているが、遺産地域の生態系へのヤクシカの影響は引き続き生じている。					
対応するモニタリング項目とその評価	No.	モニタリング項目	No.	評価指標	評価基準（概要）	個別評価
	13	利用状況の把握	18	屋久島入島者数	—	評価基準なし
			19	主要山岳部における登山者数	—	評価基準なし
			20	自然休養林における施設利用者数	—	評価基準なし
			21	携帯トイレ利用者数	2014 年までに宮之浦岳ルートを利用する登山者（パーティ別）の 60%以上、2022 年までに 90%以上が携帯トイレを所持すること	
			22	レクリエーション利用者の動向	—	評価基準なし
			23	レクリエーション利用や観光業の実態	—	評価基準なし
	14	利用による植生等への影響把握	24	登山道周辺の荒廃状況、植生変化	登山利用に起因する周辺植生が衰退しておらず、荒廃箇所が増加・拡大していないこと	
			25	避難小屋トイレ周辺の水質	登山利用に伴い、水質が汚染されていないこと	
評価の理由等	（個別モニタリング項目の評価結果に係る背景、評価の理由のほか、評価プロセス等、評価結果に係る特記事項を簡潔に記載。） (13)～18～20 評価基準がなく、評価なし。 （入島者数、山岳部の利用者数ともに 2008 年頃より減少傾向。特に近年の減少は新型コロナウイルスの影響が大きい。自然休養林の外国人利用者はコロナ前まで増加傾向。）					

評価項目	E 観光客等による利用が適正に管理されていること
評価の理由等	（個別モニタリング項目の評価結果に係る背景、評価の理由のほか、評価プロセス等、評価結果に係る特記事項を簡潔に記載。） (13)-21 携帯トイレの認知度は上がっているものの、携行率は頭打ちとなり、2014 年以降、7 割超で推移し、評価基準のレベルである 9 割に到達していないため、不適合かつ現状維持とした。 (13)-22,23 評価基準がなく、評価なし （観光客のほとんどが山岳部を利用し、トレッキング・登山の満足度に変化はないが、その他の活動も含めた全体の満足度が上昇している。） (14)-24 植生については一部で被度の減少や裸地の拡大が見られたほか、複数の登山道で浸食や荒廃の進行が確認されたため、不適合かつ現状維持とした。 （被度減少や浸食・荒廃等の進行速度の増加までは確認できなかったため、動向は現状維持とした。） (14)-25 測定値については、高い水準に移行（改善）したものも、低い水準に移行（悪化）したものも見られるが、多くの測定地点で pH の低い状態が継続しており、低下（酸化）する箇所も見られたため、不適合で現状維持とした。
遺産地域の管理施策に関する特記事項・課題等	（評価項目の評価結果に密接に関連する管理施策として、特筆すべき事項があれば記載。また、管理施策の現状等を踏まえた今後の遺産管理上の課題について記載） ・ 2020 年以降の入湯者数、登山者数の減少はコロナ禍による影響が大きいと考えられるため、コロナ収束後の回復状況に留意する必要がある。 ・ 観光客の急激な増減は、環境保全と産業の安定化の両面でマイナスであり、島への入込客数、登山者数等の変化を評価するための基準に関する検討が必要。その際、満足度などの利用の質とあわせて議論することが重要。 ・ 高標高域のカウンターは頻繁なメンテナンスが必要である。 ・ 携帯トイレを携行しない理由、使用しない理由を把握した上で、普及啓発を工夫する必要がある。また、携行率のほか、使用率についても新たな基準を定め、山岳部のし尿問題の改善に携帯トイレが寄与するよう、取組を進める必要がある。 ・ 観光客数や登山者数のみでなく、滞在期間の長期化、ガイド利用等による満足度や消費単価の向上といった利用の質を追求し、定期的に利用動向を調査することが重要。 ・ 利用の質を評価するために、山岳部の利用に関しては、ルート別の満足度の違いやガイド同行の有無、山岳部ビジョンに基づく利用体験ランク等から目標値（評価基準）を設定できるとよい。また、目標値の設定にあたっては、当事者となるガイド事業者等の地元の観光関係者との調整と協力が不可欠。 ・ 登山利用がほとんどないルートでも浸食や荒廃が進んでいるため、登山利用以外の浸食や荒廃の要因も考えられる。 ・ 水温については、採水日や時間帯による変化が大きく、変化傾向の把握が難しい。水質の主な課題は pH（弱酸性化）である。

屋久島世界遺産地域モニタリング計画 評価項目の評価シート（様式案）（3/3）

評価項目	E 観光客等による利用が適正に管理されていること
今後の遺産地域の 管理の方向性に関 する意見	（調査手法等へのコメントではなく、上記課題を踏まえた「遺産地域の管理の方向性」等についての助言等があれば、適宜記載。） 利用者数などの評価基準のないものについては、過年度において混雑時に影響が出たときの人数や、利用者数から推定した屎尿の搬出量と実際の回収量の比率等から、暫定的な基準が設定できるのではないかな。 宿泊先（ホテル・民宿・避難小屋（山小屋））の情報があれば、来島が及ぼす経済効果も間接的に把握できる可能性がある。

屋久島世界遺産地域管理計画
に基づく事業実績等の整理
(2012～2021)
(案)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-1	（１）生態系と自然景観の保全 イ．生態系の保全 （ア）植物 ア）植生の垂直分布
管理方策	・定期的な動態把握により、植生の垂直分布の健全性をモニタリングするとともに、必要に応じて保護・保全対策を行う。
実施主体	環境省、◎林野庁
<主な取組> ・林野庁が、島を５地域（東部・中央部・南部・西部・北部）に分け、地域ごとに標高別の調査地点を５年ごとに調査する体系的な植生モニタリングを実施している（1999～）。 ・環境省が、原生自然環境保全地域において、10年ごとに毎木調査を実施している（1998～）。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> —	
<課題・参考情報> ※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照	



図 1 - 1 - 1 植生の垂直分布の調査地点

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-2	（１）生態系と自然景観の保全 イ．生態系の保全 （ア）植物 イ）常緑広葉樹林
管理方策	・防鹿柵の設置とともに、ヤクシカによる植生への影響をモニタリングし、採食圧の排除を含む総合的な対策を検討する。採食圧が比較的小さい南部地域等の植生への影響の拡大を把握することに留意する。
実施主体	◎環境省、◎林野庁、地域関係者（財団、屋久島生物多様性保全協議会等）
<主な取組> ・環境省、地域団体等が、西部地域で植生保護柵を設置し、モニタリングを実施している（2008～）。 ・環境省が、西部地域のシカ対策を実施。2020年に瀬切川右岸に個体数管理区を設定し、計画捕獲と重点的なモニタリングを開始した。 ・環境省、林野庁において、常緑広葉樹林を含む形で、幅広く植生モニタリングを実施している。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> —	
<課題・参考情報> ・西部地域については、ヤクシマザル等の研究フィールドとしての機能と生態系管理の取組（ヤクシカ対策を含む）とのバランスが重要である。 ・遺産地域外の低地照葉樹林とそこに生育する希少種（菌従属栄養植物やシダ類など）の重要性について、新たな知見が得られており、保全措置が必要である（2020年に自然保護団体や学会等から保全に係る要望書が提出）。 ※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照	



図 1 - 2 - 1 植生保護柵写真
【九州地方環境事務所_環境省】



図 1 - 2 - 2 小型囲い罫の設置
【九州地方環境事務所_環境省】

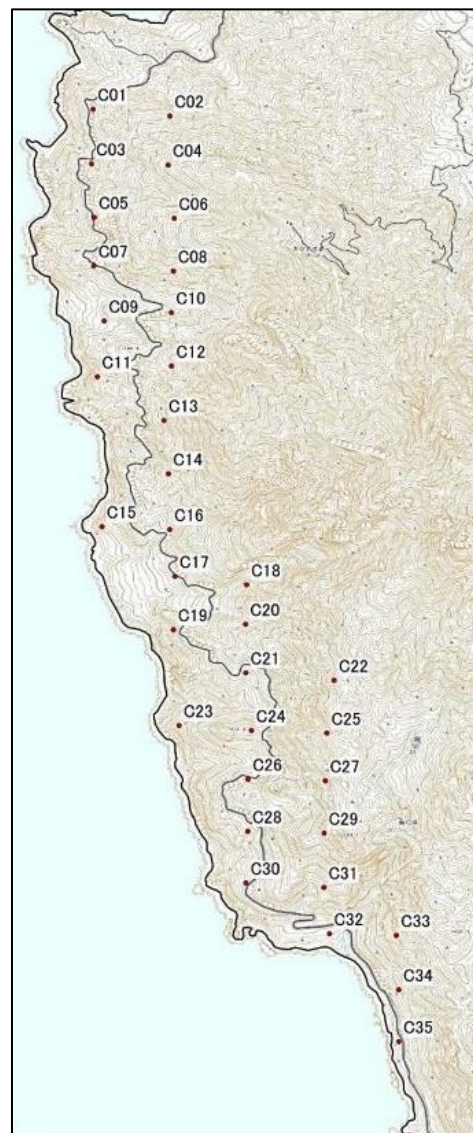
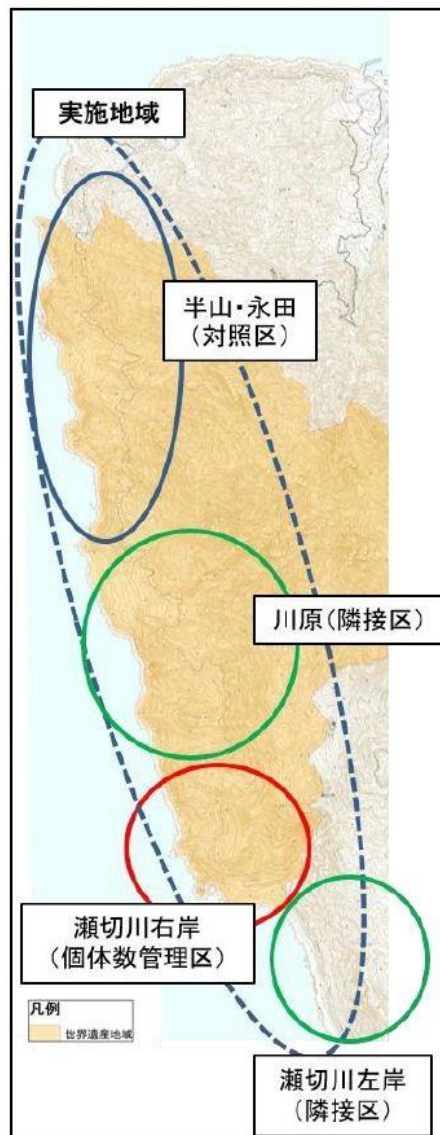


図 1 - 2 - 3 (左)西部地域管理実施区域、(右)センサーカメラ設置地点【2020 ヤクシカ WG
①】

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-3	（１）生態系と自然景観の保全 イ．生態系の保全 （ア）植物 ウ）天然スギ林
管理方策	・天然スギの分布状況や更新状況等を定期的に調査し、その健全性についてモニタリングする。また、その結果を踏まえ、必要に応じて保護・保全対策を行い、その効果について評価する。
実施主体	環境省、◎林野庁
<主な取組> ・林野庁が、著名ヤクスギの樹勢診断、樹勢回復措置、保護林等整備・保全対策事業を実施するとともに(2005～)、10年ごとに天然スギ林の面積に係るモニタリングを実施している(2010、2020)。 ・環境省が、原生自然環境保全地域において、10年ごとに毎木調査を実施している(1983～)。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> —	
<課題・参考情報> ※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照	



図 1 - 3 - 1 屋久島の巨樹・著名木（紀元杉・縄文杉・弥生杉）

【屋久島森林生態系保全センター_九州森林管理局】



図 1 - 3 - 2 縄文杉の測定状況【2013 科学委②】

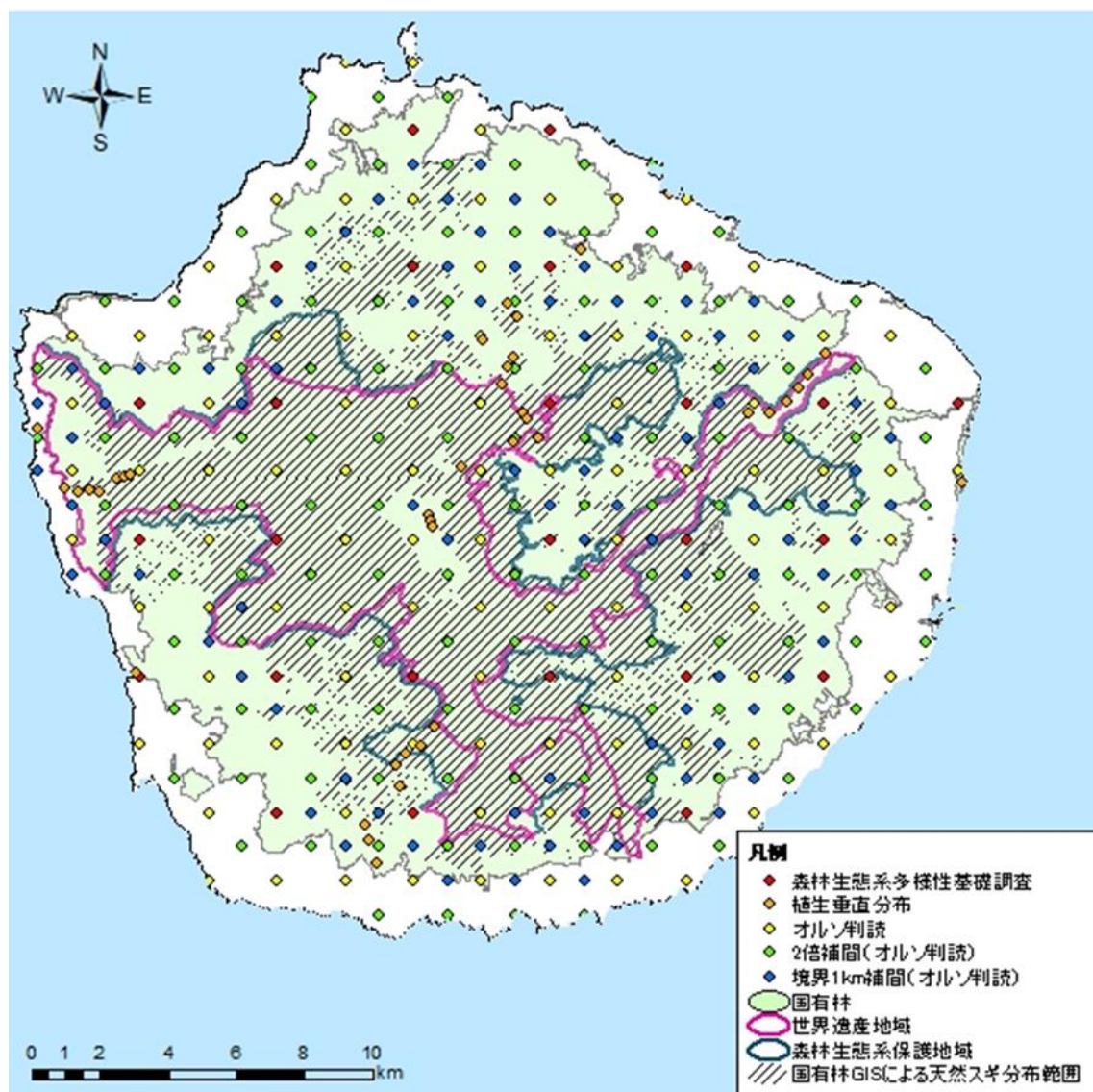


図 1 - 3 - 3 天然スギ林の空中写真判読位置図

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-4	（１）生態系と自然景観の保全 イ．生態系の保全 （ア）植物 エ）登山道等の植生
管理方策	・巡視活動により、登山道等の植生の変化等の把握に努め、植生荒廃や土壌流出等が見られる箇所については、モニタリングと評価を行いながら、植生保護や土壌安定のための措置等を行う。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（屋久島生物多様性保全協議会等）
<主な取組> ・環境省が、稜線部の登山道の植生調査や定点モニタリングを実施している（2010～）。 ・関係行政機関が、縄文杉等の著名ヤクスギや登山道周辺の植生保護のための各種施設整備を実施している（No. 2-3 参照）。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> —	
<課題・参考情報> ※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照	



図 1 - 4 - 1 稜線部の登山道の植生調査地点

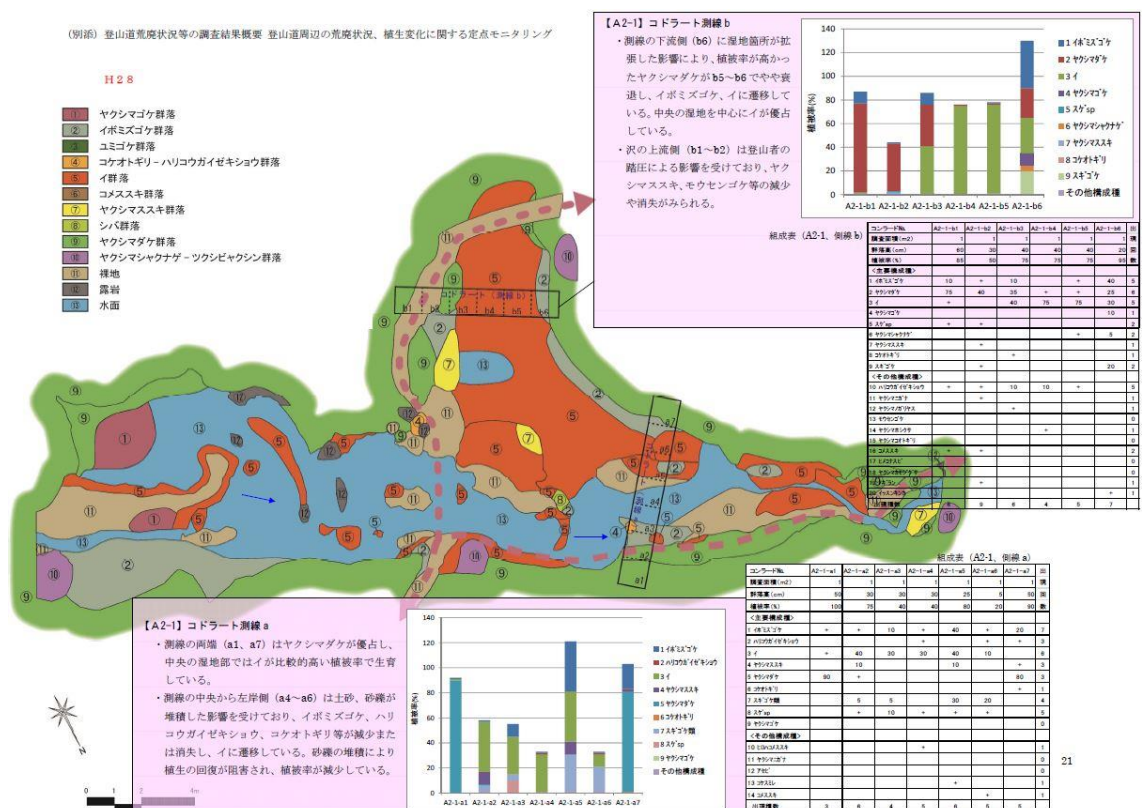


図1 - 4 - 2 登山道周辺の荒廃状況、植生変化に関する定点モニタリング例

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-5	（１）生態系と自然景観の保全 イ．生態系の保全 （ア）植物 オ）固有種・希少種（全般）
管理方策	・巡視活動等により、個体数や分布域の増減、生育地の環境の変化等の把握に努める。絶滅のおそれがある種については、現地調査により実態を明らかにして優先的に保護すべき生育地を選定し、防鹿柵を設置するなど生息域内保全を行うとともに、個体数の回復を図るための生息域外保全や保護増殖事業の実施等を検討する。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（屋久島生物多様性保全協議会等）
<主な取組> ・関係行政機関、地域団体が、希少種調査を実施。環境省は、希少種の生育上重要な約 60 地点を抽出し、計画的に継続的なモニタリングを実施している。 ・関係行政機関、地域団体等が、島内の約 100 か所に植生保護柵を設置した（2021 年 3 月時点）。 ・関係行政機関が、連携してヤクシカ捕獲を推進している。 ・環境省が、種の保存法に基づいて種指定し、保護を強化した（2016、2018）。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> ・ヒモスギラン、ホソバコウシュンシダ、オオバシシラン、フササジラン、シマヤワラシダ、ヤクシマタニイヌワラビ、ホソバシケチシダ、アオイガワラビ、ヤクシマフウロ、ヤクシマリンドウ、ハナヤマツルリンドウ、ヤクシマヒゴタイ（ヤクシマトウヒレン）、ヤクシマソウ、コウシュンシュスラン、ヤクシマヤツシロラン、タブガワヤツシロラン、ヒメクリソランの計 17 種が種の保存法に基づく国内希少種に指定された。	
<課題・参考情報> ※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照	



図 1 - 5 - 1 (左)ヤクシマリンドウ、(中)アオイガワラビ、(右)ヤクシマソウ

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-6	（１）生態系と自然景観の保全 イ．生態系の保全 （ア）植物 オ）固有種・希少種（ヤクタネゴヨウ）
管理方策	・地域団体等の協力を得て、遺産地域内のヤクタネゴヨウの集中箇所について、優先的に防鹿柵を設置するなど保護対策を進める。遺産地域外に造成した採種林について、研究者や地域団体等の協力も得つつ、適正な管理に努める。
実施主体	環境省、◎林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（屋久島生物多様性保全協議会等）

<主な取組>

- ・林野庁、民間団体等が、モニタリング、保護増殖事業を実施している（2000～）。
- ・林野庁が、保護林を指定した（2013）。
- ・関係行政機関が、松枯れ対策連絡協議会を設置し、松枯れ対策を実施している。

※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照

<制度化・体系化等>

- ・2013年に「瀬切川ヤクタネゴヨウ稀少個体群保護林」が設定された。

※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照

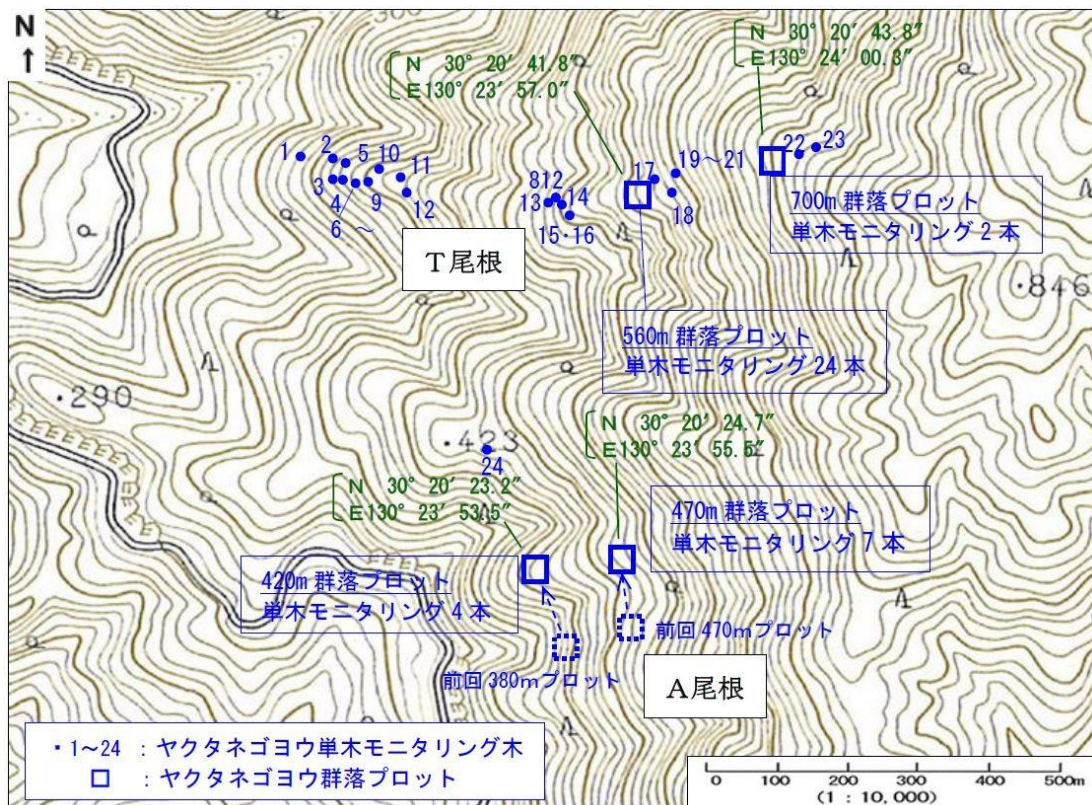
<課題・参考情報>

- ・マツノマダラカミキリ（在来種）が媒介するマツノザイセンチュウ（外来種）による感染症が屋久島島内で発生し、世界遺産地域内へも拡散しており、ヤクタネゴヨウが数本枯死している。

※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照



図1-6-1（左）マツノマダラカミキリ（写真提供：一般社団法人全国林業改良普及協会）、
（右）マツノザイセンチュウ（写真提供：林野庁）【松くい虫被害_林野庁】



屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-7	（１）生態系と自然景観の保全 イ．生態系の保全 （イ）動物（ヤクシカ）
管理方策	・遺産地域の保護管理に資する適正な密度になるよう、関連する法定計画を踏まえて、個体数管理及び生態系の維持回復を行う。 ・各地域の異なる実態を踏まえて、対策を講じる。 ・各種モニタリングによる客観的評価や情報共有を図りながら、連携して個体数調整を進める。 ・効果的・効率的な捕獲方法の検討を進める。 ・ヤクシカ WG の助言を踏まえて、科学的かつ順応的な管理を行う。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（財団、屋久島生物多様性保全協議会等）
<主な取組> ・関係行政機関は、2010 年に科学委員会ヤクシカ WG を設置し、科学的データに基づき、連携してヤクシカ生息状況、植生の被害・回復状況のモニタリングを行いつつ、ヤクシカの捕獲や植生保護柵の設置等を実施している。 ・関係行政機関 4 者（環境省、林野庁、鹿児島県及び屋久島町）は、共同で策定した第二種特定鳥獣（ヤクシカ）管理計画を 2017 年に改訂するとともに、連携して必要な対策を実施している。 ・環境省は 2017 年にシャープシューティングによる計画捕獲の体制構築に着手し、2020 年には西部地域（瀬切川右岸）に個体数管理区を設定し、捕獲及び重点的なモニタリングを開始した。 ・林野庁は、職員による国有林内の捕獲を実施するとともに、2010 年から屋久島町及び猟友会と協定を結び、有害捕獲を推進している。 ・鹿児島県は、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、生息状況調査を行うとともに、2017 年からは、ヤクシカの捕獲を継続的に実施している。 ・屋久島町は、捕獲個体への助成や狩猟免許取得に関する支援を実施し、有害捕獲を推進している。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> ・2017 年に鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画が策定された（2015 年の推定個体数（21,000～31,000）を、2021 年に約 9,000 頭にする目標（特定計画）に関して、シカの推定個体数は、2020 年においては 12,000～18,000 頭まで減少した）。当該計画は、2022 年 3 月に改定された。 ・既存のモニタリング調査をもとに、2019 年に森林生態系の管理目標が体系的に整理された。 ※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照	

<課題・参考情報>

- ・将来的な捕獲従事者の減少や捕獲効率の低下等を見据えて、徐々に戦略的な捕獲計画への転換（有害駆除と管理捕獲のゾーニング、捕獲コストの集中）や、効率的な捕獲方法（シャープシューティング等）の導入・展開が必要である。
- ・捕獲が困難な地域（林道が通っていない場所、高標高地域等）の取扱いの検討が必要である。
- ・捕獲した個体の有効利用の推進が必要である。
- ・シカ捕獲について、島民や観光客の理解の促進が必要である。

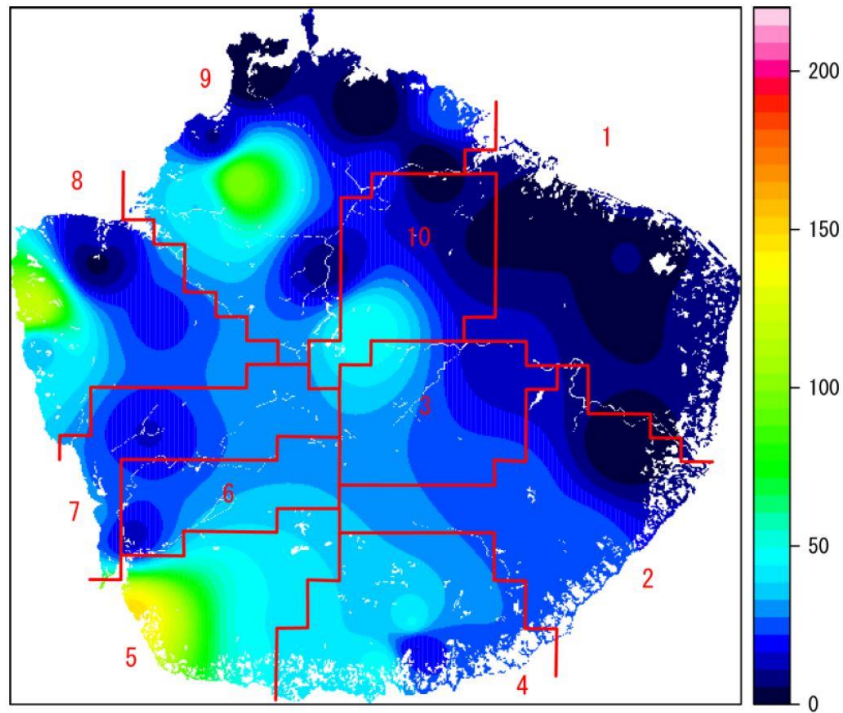


図 1 - 7 - 1 R2 年度ヤクシカ密度ポテンシャル図

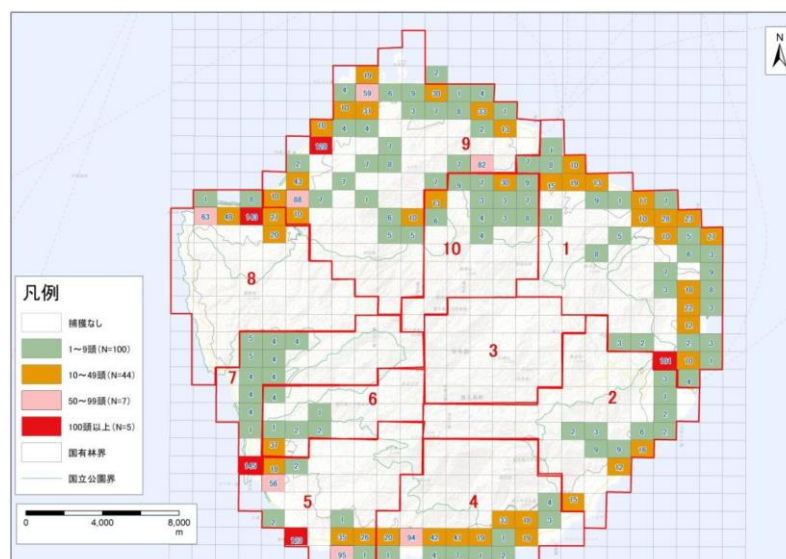


図 1 - 7 - 2 R1 年度ヤクシカ捕獲頭数（メッシュ図）

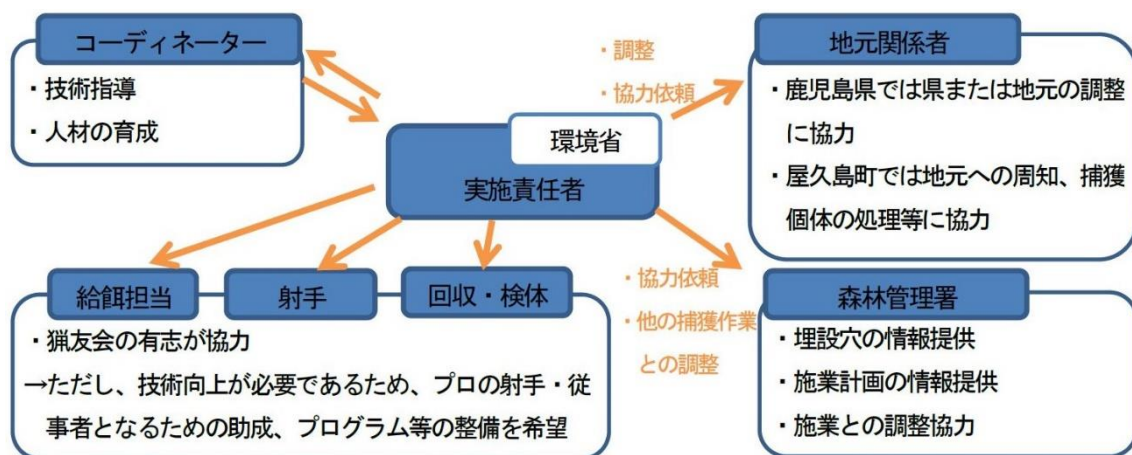


図 1 - 7 - 3 ヤクシカ計画捕獲（シャープシューティング）体制図

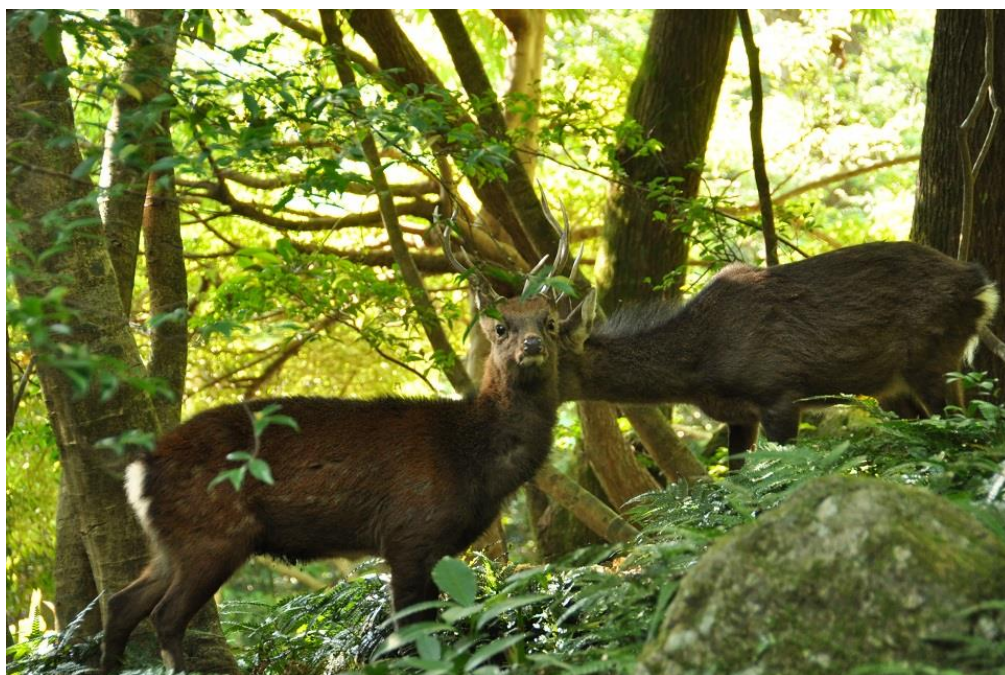


図 1 - 7 - 4 西部地域のヤクシカ【九州地方環境事務所】

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-8	(1) 生態系と自然景観の保全 イ. 生態系の保全 (イ) 動物（ヤクシマザル）
管理方策	・人と野生動物との共存を図るため、ガイド事業者等とも連携・協力を図りな厳ら、餌やり等の防止、ごみの持ち帰り等の指導、野生動物の生態等に関する普及啓発を推進する。（動物全般）
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町
<主な取組> ・関係行政機関が、餌やり禁止に係る普及啓発を実施している。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> ・自然公園法において、2021年に野生動物への餌やりが、罰則を伴う規制行為として追加された。	
<課題・参考情報> ・近年、餌付け行為の痕跡が確認されている。	



野生動物のために…

①絶対に餌をやらないで

サルやシカは、野生の動物です。「自分が与えるだけなら…」という軽い気持ちで彼らの生活を壊すことになるのです。

●行動への影響
人の食べ物の味を覚えた動物は、餌をもらうために人に近付き、やがては、人に襲いかかる凶暴な性格に変わります。
餌に頼るようになった動物は、生活の場所やスタイルを変え、いすれボンカン畑などの農地を荒らす可能性があります。

●健康面への影響
人の食べ物は野生動物にとって有害なこともあります。また、餌を通して人間の病気が彼らに移り、深刻なダメージを与えることもあります。

●生態系への影響
自然界は私たちが計り知れない複雑なつながりの中で成り立っています。サルやシカなどの野生動物の行動を人間が変えてしまうことは、このバランスを崩してしまうことなのです。
例えば、サルに食べられることでタネを遠くまで運んでいた植物はどうなってしまうでしょう？

サルへの餌やりは屋久島町条例で禁止されています。

※屋久島町猿のえ付け等禁止条例 違反者は5万円以下の過料

図1-8-1 (左)ヤクシマザル【九州地方環境事務所】、
(右)ヤクシマザル餌やり禁止に係る普及啓発の例
【屋久島西部地域ルールガイド_環境省九州地方環境事務所発行】

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-9	（１）生態系と自然景観の保全 ウ．自然景観の保全 （ア）高層湿原
管理方策	・湿原の面積、水深、土砂堆積深、植物群落の分布等を定期的に調査し、湿原生態系をモニタリングする。また、必要に応じて保護・保全対策を行い、その効果について評価する。
実施主体	環境省、◎林野庁
<主な取組> ・林野庁が、2018 年に高層湿原保全対策検討会を設置し、科学的データに基づき、調査・対策等を実施している。 ・林野庁、環境省が、ヤクシカ対策とも連動した植生モニタリングを実施している。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> ・高層湿原保全対策検討会において、2022 年度を目途に保全対策（案）をとりまとめる予定である。	
<課題・参考情報> ・湿原の衰退が危惧されるため、土砂流入やヤクシカ採食の影響、湿原遷移や水収支等の現状を総合的に評価し、必要な保全対策の検討が必要である。 ※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照	



図 1 - 9 - 1 植生保護柵設置位置と植生プロット位置

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-10	（１）生態系と自然景観の保全 ウ．自然景観の保全 （イ）ヤクスギの巨樹・巨木
管理方策	・巡視活動を通じて樹勢の衰えている個体の把握に努める。 ・樹勢の衰えがみられる個体については、その原因を究明するために専門家による現地調査等を行うとともに、その個体の健全性についてモニタリングする。必要に応じて樹勢回復措置等を行い、その効果について評価する。
実施主体	環境省、◎林野庁
＜主な取組＞ ・No. 1-3 参照 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
＜制度化・体系化等＞ ・No. 1-3 参照	
＜課題・参考情報＞ ・No. 1-3 参照	

表 1 - 10 - 1 屋久島の巨樹・著名木データ一覧

【屋久島森林生態系保全センター_九州森林管理局】

No.	名称	樹高 胸高周囲	場所(標高:m)	直近の 樹勢診断	直近の樹勢 回復措置	時期予定	言われて いる樹齢	備考
1	縄文杉	25.3m 16.4m	大株歩道沿い 99林班 (1,300)	H29年 (2017)	H29年 (2017)		2000年代 ～7200年	最大の屋久杉といわれ、調査対象の中で胸高周囲が最大
2	夫婦杉（夫）	22.9m 10.9m	大株歩道沿い 99林班 (1,230)	H23年3月 (2011)			(夫)2000年	枝でつながった合体木
	〃（妻）	25.5m 5.8m					(妻)1500年	
3	大王杉	24.7m 11.1m	大株歩道沿い 99林班 (1,190)	H30年 (2018)	H29年 (2017)		3000年	かつては最大の屋久杉といわれた
4	ウィルソン杉	— 13.8m	大株歩道沿い 99林班 (1,030)	—			(2000年余)	巨大な切り株
5	翁杉	23.7m 12.6m	大株歩道沿い 99林班 (1,000)	H21年 (2009)			2000年	平成22(2010)年9月に倒れる (樹高・周囲は立木時の数値)
6	仁王杉	22.8m 8.3m	森林軌道沿い 99林班 (860)	—		R2年 (2020)		平成12(2000)年11月に倒れる (樹高・周囲は立木時の数値)
7	三代杉	38.4m 4.4m	森林軌道沿い 100林班 (740)	H27年 (2015)	H28年 (2016)		500年	倒木更新、切り株更新を重ねた3代目

8	愛子杉	26.2m 5.7m	森林軌道沿い 89林班 (620)	H29年 (2017)				
9	川上杉	27.0m 8.9m	安房林道沿い 81林班 (1,280)	H21年 (2009)	H31年 (2019)	R4年 (2022)	2000年	
10	紀元杉	19.5m 8.1m	安房林道沿い 81林班 (1,230)	H21年 (2009)			3000年	車道沿いにある巨木、着生に特徴がある
11	双子杉 (左)	22.2m 1.7m	ヤクスギランド 80林班 (1,010)					同一株に更新した2本
	双子杉 (右)	22.7m 2.1m						
12	ヤクスギランド くぐり杉	25.7m 3.2m	ヤクスギランド 80林班 (1,010)	H21年 (2009)				合体木と思われる
13	仏陀杉	21.5m 8.0m	ヤクスギランド 80林班 (1,010)		H31年 (2019)	R4年 (2022)	1800年	ヤクスギランド50分コース
14	岩戸杉	19.3m 6.2m	ヤクスギランド 80林班 (1,040)				2600年	
15	蛇紋杉	23.6m 8.3m	ヤクスギランド 86林班 (1,080)				2000年	平成9(1997)年9月の台風で根こそぎ倒れる
16	小田杉	28.6m 8.2m	ヤクスギランド 86林班 (1,060)				2500年	
17	天柱杉	33.8m 8.2m	ヤクスギランド 86林班 (1,030)	H25年 (2013)		R2年5月 (2020)	1500年	
18	母子杉 (母)	31.1m 9.0m	ヤクスギランド 86林班 (1,030)	H21年 (2009)	H31年 (2019)	R4年 (2022)	2600年	母杉はすでに枯死していると思われる
	” (子)	29.5m 6.3m						
19	三根杉	26.1m 9.3m	ヤクスギランド 86林班 (1,030)			R2年5月 (2020)		
20	ひげ長老	32.0m 9.5m	ヤクスギランド 86林班 (1,060)			R2年5月 (2020)		平成12(2000)年の世界自然遺産会議記念の公募で小学生が命名
21	大和杉	34.9m 10.2m	花之江河歩道沿い 80林班 (1,260)	H28年 (2016)			3000年 ~4000年	
22	万代杉	13.2m 8.6m	モッチョム登山道 (千尋庵ルート) 57林班 (800)	H27年 (2015)			3000年	
23	モッチョム太郎	24.5m 9.4m	モッチョム登山道 (千尋庵ルート) 57林班 (820)					
24	モッチョム花子	19.5m 6.3m	モッチョム登山道 (正面ルート) 56林班 (680)					
25	大洞杉	— 8.3m	旧栗生歩道沿い 24林班 (1,070)					江戸時代の切り株と横たわる巨大な幹
26	大龍杉	12.8m 7.1m	花山歩道沿い 17林班 (1,220)					

27	八本杉	25.4m 2.8m	大川林道沿い 9林班 (980)			R2年 (2020)		計測値は8本の中で樹高・周囲が最大のもの 人為的な倒木と思われる
28	弥生杉	26.1m 8.1m	白谷雲水峡 215林班 (710)	H21年 (2009)	H30年 (2018)	R3年 (2021)	3000年	
29	二代大杉	32.0m 4.4m	白谷雲水峡 215林班 (720)	H21年 (2009)	H30年 (2018)	R3年 (2021)		
30	三本足杉	25.0m 3.9m	白谷雲水峡 215林班 (800)					倒木更新と思われる特徴的な形態
31	三本槍杉	24.2m 2.7m	白谷雲水峡 214林班 (830)					計測値は3本の中で樹高・周囲が最大のもの 最大のものが本木で2本は倒木更新と思われる
32	牽行杉	24.0m 8.5m	白谷雲水峡 215林班 (820)	H21年 (2009)				
33	展望台杉	18.0m 4.9m	白谷雲水峡 214林班 (830)					
34	白谷雲水峡 くぐり杉	22.0m 3.1m	白谷雲水峡 214林班 (850)					倒木更新による根上りと思われる
35	七本杉	18.0m 8.3m	白谷雲水峡 214林班 (850)	H21年 (2009)	H30年 (2018)	R3年 (2021)		裏性がよく上部で分岐した代表的な屋久杉の姿
36	しゃらの大杉	14.3m 5.7m	白谷雲水峡 213林班 (730)				1600年	平成7(1995)年9月の台風13号により地上7m で折れる
37	白谷大杉	— 6.3m	白谷雲水峡 213林班 (730)					平成4(1992)年度の調査で折れて枯死している ことが確認された
38	びびんこ杉	20.0m 9.0m	白谷雲水峡 214林班 (810)				350年	平成11(1999)年の公募により命名される 鹿児島弁で「肩車」を意味する
39	三本杉	23.4m 4.9m	橘川歩道沿い 212林班 (550)	H25年 (2013)	H26年 (2014)			計測値は3本の中で樹高・周囲が最大のもの 平成30(2018)年9月の台風で最大のスギ1本折 れる
40	太古杉	17.6m 8.5m	旧宮之浦歩道沿い 221林班 (1,280)					立入禁止区域

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 1-11	（１）生態系と自然景観の保全 エ．外来種や病害虫等への対応
管理方策	・ 関係行政機関は、教育及び普及啓発、巡視活動を通じて侵入状況等の把握に努める。定着や被害が認められる外来種等について、遺産地域等の生態系への影響をモニタリングし、必要に応じて防除対策を行い、その効果を評価する。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町
<主な取組> ・ 関係行政機関が、2017 年に外来種対策行政連絡会議を設置し、連携して各種対策を実施している。 ・ タヌキについては、屋久島町が有害駆除を実施している。 ・ アブラギリについては、林野庁が基礎調査や除伐を実施している（2010～）。 ・ ナラ枯れについては、林野庁が被害調査を実施している（2004～）。 ・ 松枯れについては、No. 1-6 参照。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> —	
<課題・参考情報> ・ 国内外来種であるタヌキについては、有害駆除を実施しているが、現時点では全島的に分布が拡大しており、現実的にタヌキを根絶するという選択肢は困難な状況である。遺産地域の生態系への負の影響の度合いは不明である。 ・ 屋久島東部において、国内外来種であるオキナワキノボリトカゲの侵入が確認されており、分布の拡大が懸念されるが、遺産地域の生態系への負の影響の度合いは不明である。 ※詳細はモニタリング計画に基づく評価シート参照	

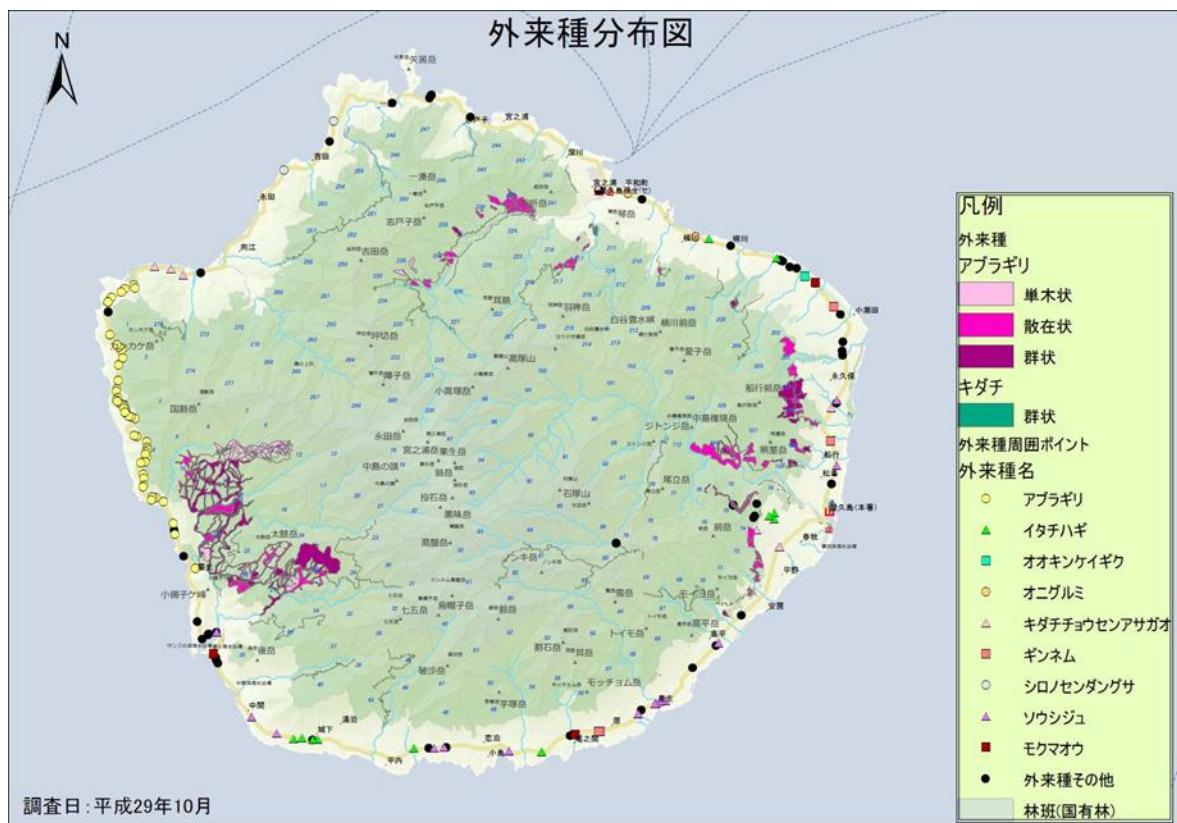


図 1 - 11 - 1 外来植物の分布調査結果



図 1 - 11 - 2 アブラギリの駆除について (屋久島外来種対策行政連絡会)



図 1 - 11 - 3 外来種アブラギリの駆除試験地
【洋上アルプス No. 296_林野庁屋久島森林生態系保全センター】

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 2-1	（２）自然の適正な利用 イ．利用の適正化
管理方策	・遺産地域内の登山や観光等の利用は、既存の車道を除き徒歩利用を基本とし、生態系と自然景観に支障ない範囲で行う。 ・屋久島町エコツーリズム推進協議会が進める島全体での取組とも連携し、里部の観光利用推進等、利用分散を図る。 ・巡視活動時に登山道周辺への踏み込みの状況を確認するとともに、とともに、登山・観光客の動向と生態系や自然景観への影響についてモニタリングする。影響が懸念される登山道や地域においては、関係法令による利用調整など、利用の適正化に向けた検討、取組を行う。 ・利用の適正化に向けてマナーガイドや縄文杉快適登山日カレンダー等を活用して積極的な広報活動を行う。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（財団、レク森、観光協会、ガイド等）
<主な取組> ・屋久島町が主体となり、屋久島町エコツーリズム推進協議会において、ガイド制度を体系的に整理し、屋久島公認ガイド制度を構築した。2015年に制定した条例に基づき、2019年から本運用した。 ・屋久島町が主体となり、既存の屋久島山岳部保全対策協議会と車両運行対策協議会を統合し、2017年に屋久島山岳部保全利用協議会が設置。町条例に基づき、同協議会が同年から屋久島山岳部環境保全協力金の運用を開始（既存の山岳部保全募金を条例に基づく制度化）。協力金をもとに、山岳部のトイレのし尿搬出を継続している。 ・屋久島町が主体となり、2010年から現在の運用期間（3/1～11/30）となった荒川登山口のマイカー規制を継続している。 ・屋久島町が主体となり、屋久島全域の適正利用やエコツーリズム推進方策等を取りまとめた屋久島町エコツーリズム推進全体構想を策定中である。 ・山岳部の適正利用については、No. 2-2 参照。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> ・2015年に屋久島町が、屋久島公認ガイド利用推進条例を制定した。 ・2015年に屋久島町が、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例を制定した。 ・2022年に山岳部適正利用ビジョンが策定された。	
<課題・参考情報> ・2011年の町議会において、エコツーリズム推進全体構想と連動した特定自然観光資源（縄文杉、永田浜ウミガメ、西部地域）の利用調整に関する条例案について否決された。 ・2019年5月に発生した豪雨災害等も踏まえて、登山者等の安全管理体制の強化が必要である。	

- ・外国人の入込者の受け入れ体制の整備が必要である。
- ・空港拡張計画が進められており、空港拡張後には、入込者が急増することが想定され、将来的に屋久島町としてどれぐらいの観光客を見込んで観光ビジョンを設定するかという具体的な数字を関係者で共有しつつ、対応を検討しておくことが必要である。
- ・ガイドへのクレーム集計の中で、ホスピタリティの欠如が一番多く挙げられていることを踏まえ、ガイド制度も定期的に方針や考え方を見直す機会を検討する必要がある。

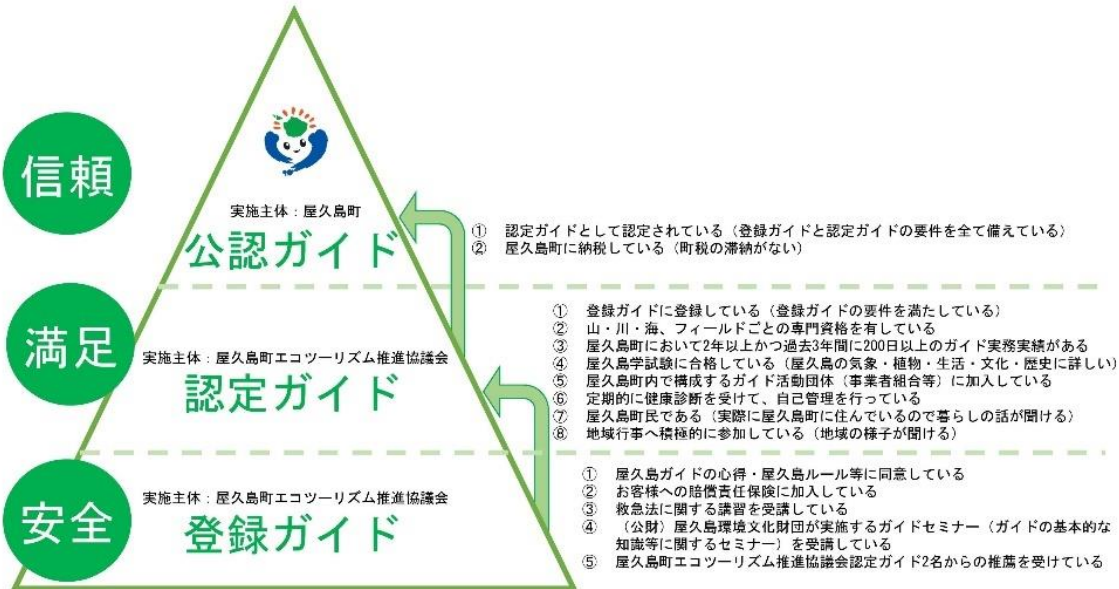


図 2 - 1 - 1 屋久島公認ガイド認定制度【屋久島町】

世界自然遺産
屋久島を
みんなで
守ろう

平成29年(2017)3月から世界自然遺産屋久島
山岳部環境保全協力金の納入をお願いいたします。

基本額（日帰り入山の場合） **1,000円** 山中で宿泊予定の入山の場合 **2,000円**

登山をされない方も協力金を観光協会案内所などで納入できます。

屋久島町
YAKUSHIMA TOWN

山 岳 部 環 境 保 全 協 力 金 と は ？

世界自然遺産として評価された屋久島の美しい自然環境と清らかな水環境を人類共通の財産として末永く受け継ぎ、登山者のみなさまに安全で安全な自然体験を提供するための協力金です。

基本額（日帰り入山の場合） **1,000円** 山中で宿泊予定の入山の場合 **2,000円**

※1,000円は日帰り2,000円は山中で宿泊予定の入山の両方に納入をお願いします。

使い道

- 山岳トレイルの維持管理経費
- 山岳道・トロコ道の点検及び軽微な補修費
- 山岳地域の安全安心のための諸活動にかかる経費
- 町道荒川線のマイカー規制等に係る経費
- 上記のほか、協力金の収納等、山岳部の自然環境の保全に必要な経費

納入方法

定川登山口から入山する場合
毎年3月1日から11月30日までの期間、定川登山口に進入する登山者は、許可区域以外の車両の進入を規制しています。定川登山口へは、屋久島自然館バス停から定川登山バス（シャトルバス）をご利用ください。下記の取扱所で、バスの購入に併せて山岳部環境保全協力金の納入してください。

定川登山口から入山する場合
■取扱所で納入いただく、定川登山口に待機する乗務員に納入してください。

白谷水車から入山する場合
■取扱所で納入いただく、白谷水車の入口の管理棟で納入してください。

登山はしないが、協力金を納入いただける方
■観光協会案内所（定川登山口・エコタウン案内所）
■観光協会案内所（定川登山口・エコタウン案内所）
■観光協会案内所（定川登山口・エコタウン案内所）
■観光協会案内所（定川登山口・エコタウン案内所）

屋久島エコツーリズムと屋久島公認ガイドのご案内

屋久島では、観光を通じて自然環境や文化財を後世に伝える役割を担う、エコツーリズム推進を行っています。その一環として「屋久島公認ガイド」を育成し、観光客の安全と満足度を高めることを目指しています。ガイドは、屋久島の山・川・海・文化・歴史に関する知識と経験に基づき、観光客の安全と満足度を高めることを目指しています。ガイドは、屋久島の山・川・海・文化・歴史に関する知識と経験に基づき、観光客の安全と満足度を高めることを目指しています。

お問い合わせ先 **屋久島町環境政策課（屋久島町環境安全・防災課内）** TEL 0997-42-0100 FAX 0997-42-1505
〒891-4207 鹿児島県鹿児島市屋久島町小瀬山469-45
<http://www.town.yakushima.kagoshima.jp/>

図 2 - 1 - 2 山岳部環境保全協力金チラシ

縄文杉荒川線 車両乗入れ規制に御協力ください

山岳部への過剰な車両乗入れによる環境負荷の軽減と混雑緩和のため、下記の期間において荒川登山口(町道荒川線)への車両乗入れは終日規制されています。屋久島の自然環境や快適な利用環境を守るため、みなさまの御協力をお願いします。

【規制期間】毎年3月1日～11月30日<275日間>

【規制時間】終日(荒川三叉路にてゲート設置) 【規制区間】町道荒川線入口(荒川三叉路)～荒川登山口

荒川登山バス券・世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金の事前購入にご協力ください。

マイカー・レンタカー・路線バス ・二輪車・自転車をご利用の方

▶ 屋久杉自然館前にて、荒川登山バスへの乗り換えをお願いします。

運行区間：屋久杉自然館前バス停～荒川登山口

中学生以上	(片道券)1,690 円 (バス代690円+協力金1,000円*) (往復券)2,380円 (バス代1,380円+協力金1,000円*) ※【協力金】日帰り入山の場合は1,000円、山中で宿泊予定の場合は2,000円
小学生	(片道券)350 円 (往復券)700円

混雑緩和及び円滑なバス運行のため、事前購入にご協力ください。都合により事前購入できなかった方は、登山バス乗車口の係員にお申し出ください。

貸切バス・タクシーをご利用の方

▶ 山岳部環境保全協力金の納入をお願いいたします。

▶ 協力金は、屋久島山岳部保全利用協議会(屋久杉自然館前バス停)又は荒川三叉路において乗務員に納入してください。詳しくは、バス・タクシー会社にお問い合わせください。
協力金 1,000円*

【協力金】日帰り入山の場合は1,000円、山中で宿泊予定の場合は2,000円
協力金は、バス・タクシー料金には含まれていません。

荒川登山バス時刻表 (平成30年3月現在)

屋久杉自然館前 発	4:40	5:00	5:20	5:40	6:00	14:00
荒川登山口 着	5:15	5:35	5:55	6:15	6:35	14:35
荒川登山口 発	6:20	6:40	15:00	15:30	16:00	16:30
屋久杉自然館前 着	6:55	7:15	15:35	16:05	16:35	17:05

・最終便に乗り遅れないようご注意ください
・ダイヤは天候により変更する場合があります
・道路状況(悪天候・積雪・凍結等)により運休する場合があります
・荒川登山バスは予約及び座席指定ではありません。

荒川登山バスと接続する路線バスのご案内

宮之浦・尾之間方面と屋久杉自然館前を結ぶ路線バスが運行しています。運行ダイヤは別途路線バス時刻表をご確認ください。



荒川登山バス運行情報

種子島・屋久島交通網
屋久島支社
0997-46-2221
まっばんだ交通バス機
0997-43-5000

荒川登山バス運行位置図



屋久島山岳部保全利用協議会

TEL&FAX 0997-46-3317

twitter 用公式アカウント

@yakusansharyou



詳細はコチラ

http://yakushima-tozan.com/

チケット販売・観光情報

(公社)屋久島観光協会

(空港) 0997-49-4010

(安房) 46-2333 (宮之浦) 42-1019

山岳部環境保全協力金の納入をお願いいたします。

世界自然遺産として評価された屋久島の美しい自然環境と清らかな水環境を人類共通の財産として末永く受け継ぎ、登山者のみなさまに安心で安全な自然体験を提供するための協力金です。

基本額(日帰り入山の場合) 1,000円

山中で宿泊予定の入山の場合 2,000円

※登山をされない方で協力金制度にご賛同いただける方も協力金を観光協会案内所などで納入できます。

使い道

- 山岳トレイルの維持管理経費
- 登山道・トロッコ道の点検及び修繕補修費
- 山岳地域の安心安全のための諸活動にかかる経費
- 町道荒川線のマイカー規制等に係る経費
- 上記のほか、協力金の収納等、山岳部の自然環境の保全に必要な経費



観光事業者と連携した環境保全の取り組みとして、協力者を町内の協力店にて提供いただく観光客向けサービスが受けられます。サービス内容は、ホームページ等で随時先をご確認の上、協力店にお問い合わせください。

http://yakushima-tozan.com/

図2-1-3 マイカー規制チラシ (2018時点)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 2-2	（２）自然の適正な利用 ウ．主要な登山道や地域毎の利用方針
管理方策	・遺産地域内を通る年間登山者数が 5,000 人以上と想定される登山道について、各登山道の利用の現状を踏まえ、利用方針を定める（荒川登山道、宮之浦岳登山道、宮之浦岳-縄文杉縦走路、太忠岳登山道）。また、遺産地域内で唯一、車道が通り、生態系への影響が懸念される西部地域についても利用方針を定める。
実施主体	◎環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（財団、レク森、観光協会、ガイド等）
<主な取組> ・環境省が、2016 年に山岳部利用のあり方検討会を設置し、2021 年まで関係者による議論を積み重ね、山岳利用のビジョン、ROS を活用した利用ルートごとの利用体験ランク、施設の整備・維持管理水準、情報提供方策等を盛り込んだ「屋久島山岳部適正利用ビジョン」が 2022 年に策定された。また、山岳利用にあたって残る課題についてもビジョン別添として整理された。 ・屋久島全域の適正利用やエコツーリズム推進方策については、No. 2-1 参照。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> ・2022 年に山岳部適正利用ビジョンが策定された。	
<課題・参考情報> ・登山道の利用と密接な関係にある「山岳部のし尿処理と山岳トイレ」、「トロッコ軌道の維持」、「管理者不在の歩道等の取扱い」、「避難小屋」、「施設の維持管理等における現場の担い手」等について、具体的な対応方針や対策が未決定・未着手のものもあり（ビジョン別添として整理）、引き続き関係者による協議と実行が必要である。 ・2022 年 3 月に、展望デッキから縄文杉の眺望の支障となっている低木の取り扱いについて、観光協会等から要望書が出された。島における縄文杉の位置づけを踏まえつつ、低木の剪定等の程度について検討する必要がある。	



		利用体験ランク				
		1	2	3	4	5
		都市的				原生的
想定される 利用体験の 質		屋久島山岳部の自然に ふれあう探勝ルート	屋久島山岳部の自然を 楽しむトレッキング ルート	屋久島山岳部の自然を 体感できる登山道	屋久島山岳部の 原生的な自然を 体感できる登山道	屋久島山岳部の原生的 かつ荘厳な自然を 深く体感できる登山道
		・バスやレンタカー等で容 易にアクセスでき、行程は 半日未満の一般観光客向け ルート。 ・木道や階段が整備され、 川には橋があるなど、安全 性・快適性に配慮された探 勝ルートで、屋久島の自然 とふれあえる。	・バスやレンタカー等で容 易にアクセスでき、行程は 日帰り(半日～一日)の登 山入門者向けルート。 ・木道や階段が適所に設置 され、川には橋があるな ど、快適性が優先されたト レッキングルートで、屋久 島の自然を楽しむ。	・舗装路または未舗装路で の車両を用いたアクセスが 基本となり、行程は日帰り (一日)の登山経験者向け ルート。 ・快適性よりも自然の雰囲気 の保持が優先された登山 道で、屋久島の自然を体感 できる。 ・危険箇所小規模の木道 や階段が設置されるが、渡 渉が必要な場合があり、悪 天候時には行程変更の判断 が求められるなど、登山者 自らの一定のリスク管理と 行動判断が要求される。	・未舗装路や悪路での車両 を用いたアクセスが基本と なり、行程は日帰り(一 日)または一泊の登山経験 者向けルート。 ・自然の雰囲気保持が最 優先された、人との出会い が稀な登山道で、屋久島の 原生的な自然を体感でき る。 ・木道や階段の整備を行わ ないことを基本とする。ま た、渡渉が必要な場合があ り、ルートの誘導は必要最 低限で、悪天候時には行程 変更の判断が求められるな ど、登山者自らのリスク管 理と高度な行動判断が要求 される。	・徒歩でのアクセスが基本 となり、行程は一泊以上の 経験豊富な登山者向けル ート。 ・自然の雰囲気保持が最 優先された、ほほ人と出会 わない登山道で、屋久島の 原生的かつ荘厳な自然を深 く体感できる。 ・木道や階段の整備を行わ ないことを基本とする。ま た、渡渉が必要な場合があ り、ルートの誘導は必要最 低限で、悪天候時には行程 変更の判断が求められるな ど、登山者自らのリスク管 理と極めて高度な行動判断 が要求される。

図2-2-1 屋久島登山道の利用体験ランク

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 2-3	（２）自然の適正な利用 エ．生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理
管理方策	- 遺産地域内の登山道等の施設整備と管理は、「屋久島地域整備計画」に基づき、施設・登山ルート毎に行い、その内容を情報発信する。 - 登山道の荒廃箇所については、環境条件に応じた適切な工法により荒廃の防止・整備を行う。裸地化や土壌流出等が見られる登山道脇についても、その防止措置や植生回復措置を行う。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（レク森、観光協会、ガイド等）
<主な取組> - 関係行政機関が、各種整備・維持管理を実施している。 - No. 2-2 参照。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> 別添参照	
<課題・参考情報> 登山道の利用と密接な関係にある「山岳部のし尿処理と山岳トイレ」、「トロッコ軌道の維持」、「管理者不在の歩道等の取扱い」、「避難小屋」、「施設の維持管理等における現場の担い手」等について、具体的な対応方針や対策が未決定・未着手のものもあり（ビジョン別添として整理）、引き続き関係者による協議と実行が必要である。	

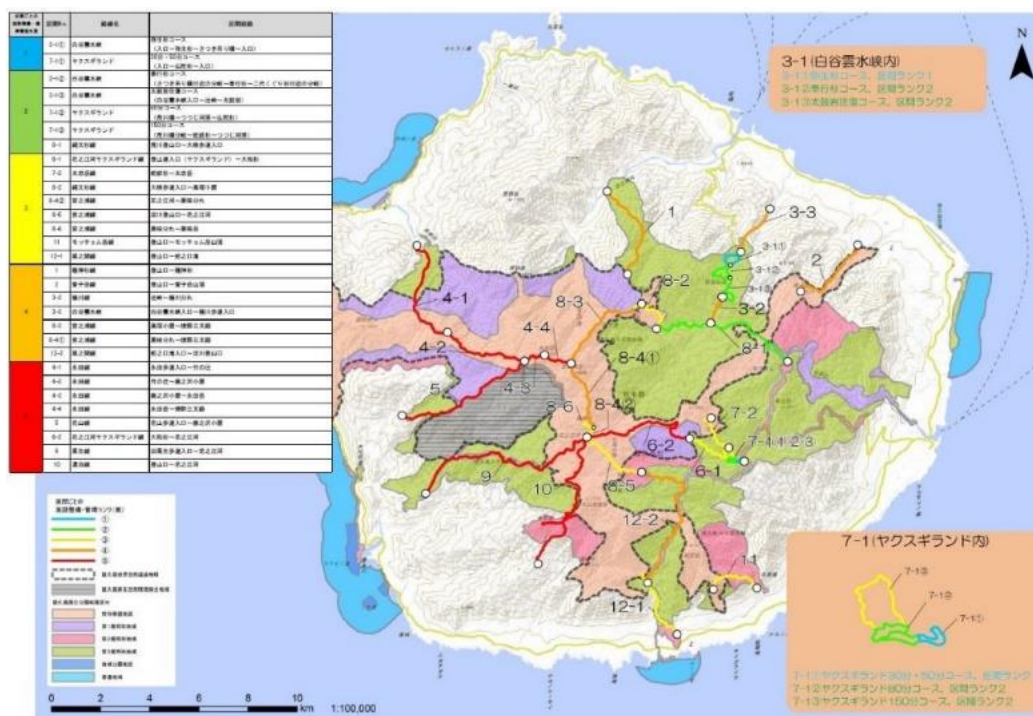


図 2 - 3 - 1 登山道区間ごとの施設整備・維持管理水準

表 2 - 3 - 1 過去 10 年の主な整備の写真一覧

	
新高塚小屋トイレ(2011)	淀川橋(2012)
	
黒味岳登山道(2013)	高塚小屋(2013)
	
縄文杉デッキ①(2016)	縄文杉デッキ②(2016)
	
淀川登山口休憩所(2019)	大王杉う回路(2021)

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 2-4	（２）自然の適正な利用 オ．エコツーリズムの推進
管理方策	・登山・観光客の遺産地域の保護に対する理解を深めるため、島全体でのエコツーリズムを推進し、より深い知識と屋久島らしい体験を提供する。 ・登山道や地域毎に適正な利用ルールを作り、その普及を図る。エコツアーの質的向上に向け、ガイド登録制度の充実と認定制度導入を図り、エコツアーが環境保全につながる仕組みを構築する。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、◎屋久島町、地域関係者（◎財団、レク森、観光協会、ガイド等）
<主な取組> ・山岳部を中心とした島全体については、No. 2-1 参照。 ・屋久島環境文化財団と屋久島町が主体となり、2015 年に屋久島里めぐり推進協議会を設置し、里地の地域資源を活用したツアー等を実施している。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> ・No. 2-1 参照。	
<課題・参考情報> ・里めぐり、語り部等、集落文化を知る観光の展開には、人材確保が課題である。	



図 2 - 4 - 1 屋久島里めぐり図【屋久島里めぐり推進協議会】



図 2 - 4 - 2 里めぐりの魅力【屋久島里めぐり推進協議会】

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 3	（３）関係行政機関等の体制
管理方策	・遺産地域の適正な管理の推進を図るために設置された屋久島世界遺産地域連絡会議を通じて連絡調整を行い、屋久島山岳部利用対策協議会、屋久島町エコツアーリズム推進協議会等とも連携、情報共有を図り、一体となって遺産地域の効果的・効率的な管理を進める。
実施主体	◎環境省、◎林野庁、◎鹿児島県、◎屋久島町、地域関係者（財団、レク森、観光協会、ガイド等）
<主な取組> ・2009～2010年に科学委員会やヤクシカWGを設置し、科学的データに基づく順応的な管理体制を継続的に運用している。 ・2021年に世界遺産地域連絡会議の体制を拡充し、世界遺産管理に係る地域関係者との情報共有や合意形成の場として運用を開始した。 ・関係行政機関の人員・体制については、大きな変化はない。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> ・科学委員会（WG含む）という科学的データに基づく順応的管理の体制が継続されている（2009～）。 ・地域連絡会議の体制が拡充され、地域関係者との情報共有や合意形成の場が構築された（2021）。	
<課題・参考情報> ・特に適正利用に関して、実務的かつ重要な役割を担っているその他の様々な協議会や検討の場があり、人的資源が限られている中で、構成員の多くが重複している。 ・特に適正利用に関して、既存の様々な協議及び検討の場が存在しているものの、横の連携（協議会間での決定事項や検討事項の情報共有、担当者間での情報共有）が必ずしも十分ではなく、合意形成のスキームが不明瞭である。	

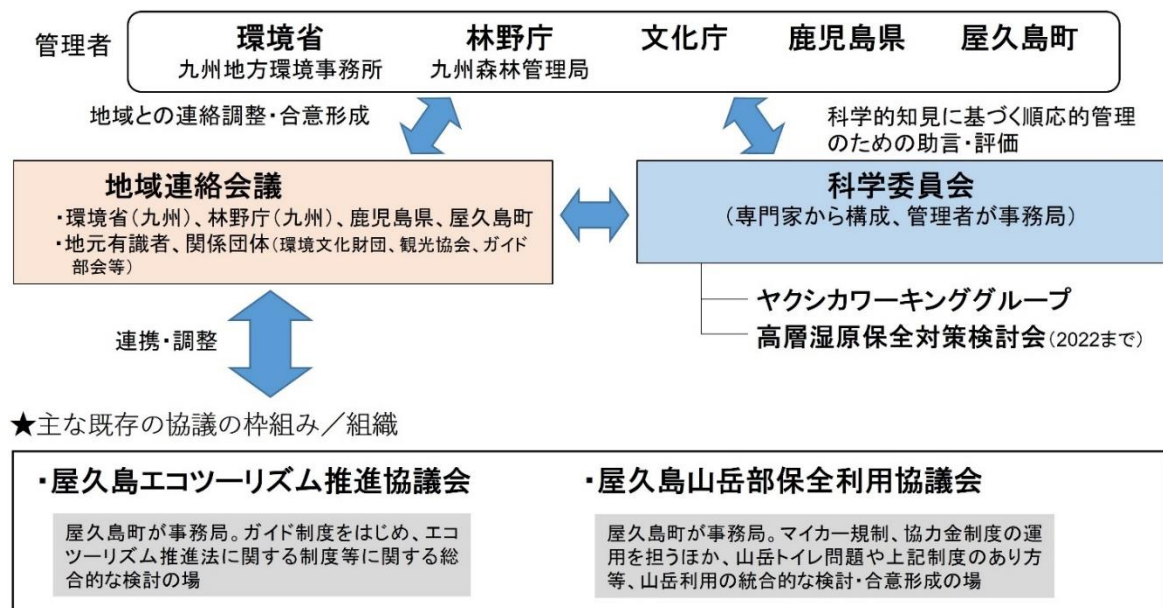


図 3 - 1 屋久島世界自然遺産地域の管理体制

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 4-1	（４）調査研究・モニタリング及び巡視活動 イ. 調査研究・モニタリング
管理方策	- 関係行政機関は、過去の調査研究の整理のほか、研究者、地域団体等とも連携・協力して、効果的な調査・モニタリングを実施し、科学委員会で適切な評価を行う。 - 科学委員会での検討を踏まえて、管理指標の設定、調査項目の選定を行い、長期的なモニタリングを実施する。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（レク森、観光協会、ガイド等）
＜主な取組＞ 関係行政機関が、2011年に屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画を策定し、当該計画に基づいて各種モニタリングを継続的に実施している。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
＜制度化・体系化等＞ 2011年に策定された屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画に基づき、必要なモニタリングが継続的に実施されている。	
＜課題・参考情報＞ - 社会状況等の変化や、新たに策定又は改定される計画に即して、モニタリング計画の定期的な見直しの検討が必要である。 - 継続的なモニタリングには予算や人員の制約があることから、既存のモニタリングやデータを活用するなど、できるだけ簡易で安定的な方法も模索する必要がある。	

屋久島世界遺産地域モニタリング計画

参考資料3

管理機関が継続して実施するモニタリング項目

1. 目的

屋久島世界自然遺産地域（以下「遺産地域」という。）の自然景観と生態系については、科学的知見に基づき順応的に管理を行う必要がある。このため、環境省九州地方環境事務所、林野庁九州森林管理局、鹿児島県、屋久島町（以下「関係行政機関」という。）は、関係団体、専門家等と連携してモニタリングを推進するとともに、その結果に応じて保全方法や利用方法の見直し等を行い、より効果的な手法により遺産地域の管理を行うこととしている。

この計画では、科学的知見に基づく順応的管理を推進し、遺産地域の自然景観及び生態系、並びにその価値を後世に引き継いでいくため、今後10年程度において、関係行政機関が実施するモニタリング項目及びその内容を規定するとともに、モニタリング結果の評価の基準とその手順を明らかにする。

2. モニタリングの基本方針

世界遺産の普遍的価値が維持されているかをモニタリングするとともに、気候変動が遺産地域に及ぼす影響を把握するために、遺産地域の4つの管理目標にあわせて6つの評価項目を設定し、評価項目に基づいてモニタリング項目及びその内容を設定する。

管理目標Ⅰ 基礎的環境情報が把握されていること

管理目標Ⅱ 天然スギに代表される特異な自然景観が維持されていること

評価項目A 天然スギが適切に保護・管理され、天然スギが持続的に世代交代すること
評価項目B その他の特異な自然景観資源が適切に保護・管理されていること

管理目標Ⅲ 樹生の垂直分布に代表される貴重な生態系が維持されていること

評価項目C 樹生の垂直分布が維持されていること
評価項目D 生物多様性が維持されていること

管理目標Ⅳ 観光客等による利用及び人活動等が世界遺産登録時の価値を損っていないこと

評価項目E 観光客等による利用が適正に管理されていること

モニタリングの実施にあたっては、関係団体、専門家、その他の機関等との緊密な連携・協力を図り、屋久島世界自然遺産地域科学委員会（以下、「科学委員会」という。）の助言を得るものとする。

3. モニタリング項目

遺産地域の順応的管理の推進のために、以下のモニタリングを実施する。なお、モニタリングの詳細な内容、計画期間のモニタリング実施予定は、それぞれ別表1・2に定めるとおりである。

モニタリング項目	評価指標	実施主体				実施頻度
		環境省	林野庁	鹿児島県	屋久島町 その他	
1 気象データの測定	1 気温、湿度、地温、土壌水分、降水量等	●	●	●	●	10分毎～毎時
2 大気組成、水質測定	2 降下ばいじん量			●		毎月
	3 pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数			●		4年毎
3 天然スギ林の現状把握	4 天然スギ林の面積		●			10年毎
4 天然スギ林の動態把握	5 天然スギ林の種組成及び階層構造	●	●			5～10年毎
5 著名ヤクスギ等の巨樹・巨木の現状把握	6 著名ヤクスギである各個体の枝数、葉量	●	●			毎年
6 その他の特異な自然景観資源の現状把握	7 特異な自然景観資源の現況	●	●			毎年
7 樹生の垂直分布の動態把握	8 群集、種組成及び階層構造	●	●			5～10年毎
	9 ヤクシカの個体数	●	●			1～5年
8 ヤクシカの動態把握及び被害状況把握	10 ヤクシカの捕獲頭数	●	●	●	●	毎年
	11 ヤクシカによる樹生被害及び回復状況	●	●		●	1～5年毎
9 希少種・固有種の分布状況の把握	12 林床部の希少種・固有種の分布・生育状況	●				5年毎
	13 ヤクタネゴヨウの分布・生育状況		●			5年毎
10 外来種等による生態系への影響把握	14 外来植物アブラギリの分布状況		●			毎年～5年毎
11 高層湿原の動態把握	15 湿原の面積		●			5年毎
	16 湿原の水深、土砂堆積深及び落ち葉だまりの分布面積		●			5年毎
	17 湿原樹生群落の分布、種組成		●			5年毎
13 利用状況の把握	18 屋久島入島者数			●		毎日
	19 主要山岳部における登山者数		●			毎日
	20 自然休養林における施設利用者数		●		●	毎日
	21 携帯トイレ利用者数		●			1～3年毎
	22 レクリエーション利用者の動向				●	毎日
	23 レクリエーション利用や観光業の実態	●				5～10年毎
14 利用による樹生等への影響把握	24 登山道周辺の荒廃状況、樹生変化	●				1年毎・5年毎
	25 避難小屋・トイレ周辺の水質	●				3年毎

図4-1-1 管理機関が継続して実施するモニタリング計画

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 4-2	（４）調査研究・モニタリング及び巡視活動 ウ．巡視活動
管理方策	・「屋久島世界遺産地域巡視マニュアル」に基づき、ガイド事業者や地域住民・団体等の参加・協力を得て、効果的・効率的な巡視活動に努める。その結果について互いに情報を共有し、ガイド事業者や地域住民・団体等にも情報提供しつつ、遺産地域の適正な管理に活用する。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町
<主な取組> ・環境省と林野庁を中心として、2008年に作成した世界遺産地域巡視マニュアルに基づき、職員等（アクティブ・レンジャーやグリーン・サポート・スタッフを含む）による定期的な巡視を実施している。 ・関係行政機関が、屋久島国立公園パークボランティア（環境省）、自然保護推進員や希少野生動植物推進員（鹿児島県）を運用している。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> —	
<課題・参考情報> ・情報化社会の進展とともに、関係行政機関間の情報の即自的な共有が重要となっており、世界遺産地域巡視マニュアルの改訂も必要である。	



図４－２－１モニタリング、巡視活動

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 5	（５）地域との連携・協働
管理方策	・既設の協議会等様々な機会を通じて、ガイド事業者や地域住民・団体等の意見や提案を幅広く聴き、遺産地域の適正な管理に活用し、その結果を発信、情報共有する。 ・管理にあたって遺産地域の保全や利用に関わるガイド事業者や地域住民・団体等の積極的な参加・協力を得る。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（レク森、観光協会、ガイド等）
<主な取組> ・屋久島山岳部保全利用協議会や屋久島町エコツーリズム協議会、屋久島山岳部利用のあり方協議会等において、世界遺産管理に関する方針や具体的施策について、地域関係者からの意見や提案を幅広く聞くとともに、情報の共有を図っている。 ・2021年に世界遺産地域連絡会議の体制を拡充し、世界遺産管理に係る地域関係者との情報共有や合意形成の場として運用が開始した。 ・2013年に、地域社会と研究者が協働して互いに学びあい、地域社会のために具体的に活かしていくことを目指す場（知のプラットフォーム）として、地域住民・団体、研究者、屋久島町が主体となって、屋久島学ソサエティが設立。年次大会が開催されるなど、研究者の研究データが島民に広く還元されるとともに、多くの情報が蓄積されている。屋久島公認ガイド制度においても、登録ガイドの要件に位置付けられている。 ・屋久島環境文化財団が、2006年から民間団体等の環境保全活動への支援を継続している。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> ・2013年に屋久島学ソサエティが設立された。	
<課題・参考情報> ・No. 3 参照。 ・島民が、屋久島の自然環境や世界遺産管理に直接的・間接的に携わる活動・場面が少ない。 ・将来の屋久島の世界遺産管理の担い手となれるよう、ガイドの位置づけや役割の明確化が必要である。	

楽しく学ぼう屋久島のこと

屋久島学

2019 第7回大会

Society of Yakushimaology

■日時：2019年12/7(土)・8(日)

■場所：屋久島開発総合センター（宮之浦）

屋久島学ソサエティは、島に住む人と研究者が共に学びあい、
細分化された学問分野と島の現実を構造的に結んで島の問題解決のために必要な
知識を共有し、地域社会のために具体的に活かしていくことを目指します。

プログラム



口永良部島新岳から古岳と屋久島を望む

■主催：屋久島学ソサエティ
 ■共催：屋久島町/（公財）屋久島環境文化財団/
 京都大学ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院

図5-1 屋久島学ソサエティ第7回大会プログラム表紙

ISSN 2435-8541

屋久島学

2020/12/12 No. 7

■テーマセッション

- 1 「屋久島と口永良部島の災害・防災」
- 2 「2019. 5. 18 豪雨における山岳残留事故を検証する」

■ミニセッション

「屋久島低地照葉樹林の生物多様性とその保全」

屋久島学

Society of Yakushimaology

図5-2 会誌「屋久島学 No. 7」表紙

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 6-1	（6）環境教育、情報の発信と普及啓発 （環境教育）
管理方策	・遺産地域の自然を体験するセミナー、地元小・中学生等を対象とした森林教室や自然観察会、ガイド事業者を対象とした研修会開催等の体験、学習機会を設け、環境教育・環境学習を積極的に推進する。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（財団、レク森、観光協会、ガイド等）
<主な取組> ・屋久島環境文化財団が、1996年から自然・文化体験セミナーやふるさとセミナー等の環境学習事業を、2003年から研究者の講演会（屋久島研究講座）を継続している。 ・2001年に屋久島高校に環境コースが設置され、自然や文化に関するカリキュラムが構築されているとともに、生徒は自然環境等に係る課題研究を行い、屋久島学ソサエティ等の場で発表を行っている。 ・屋久島学ソサエティについては、No.5 参照。 ・環境省が、2008年から町の小学校を対象に、国立公園や世界遺産を伝える「出前授業」を継続している。 ・林野庁が、2020年に町の小中学校の先生を対象に、森林や林業の情報を発信する「屋久島森の塾」を開催した。 ・2020年より、屋久島世界遺産センター（環境省）・屋久島環境文化研修センター（鹿児島県）・屋久杉自然館（屋久島町）の3施設が連携し、ESDやSDGsをキーワードに、島内の子どもたちや来島者に対する環境教育・自然体験の推進を実施している。 ・環境教育や普及啓発の拠点施設として、屋久島環境文化村センター、研修センター、屋久杉自然館、屋久島世界遺産センター、屋久島世界遺産保全センター等が各関係行政機関によって運営されている。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> ・2013年に屋久島学ソサエティが設立された。	
<課題・参考情報> ・環境教育の体系化や深化を目的として、関係行政機関や施設間の連携が重要である。特に教育委員会や学校との連携は重要である。	



図 6 - 1 - 1 出前授業の様子【環境省屋久島自然保護官事務所_屋久島世界遺産センター】



洋上アルプス

No.306 2020年9月5日

発行 林野庁屋久島森林生態系保全センター

バックナンバーや屋久島国有林における入林申請等は
こちらにあります
http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/yakusima_hozen_c/

鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦1577-1
TEL0997-42-0331 FAX0997-42-0333

屋久島の林業・木材産業を知る

— 令和2年度「屋久島森の塾」開催 — (7月31日)

当保全センターと屋久島森林管理署では、平成30年度から町内小中学校教職員を対象とした「屋久島森の塾」に取り組んでおり、今年度は小・中学校15名の教職員参加のもと屋久島森林管理署や間伐事業地、木材加工場等で実施しました（屋久島町教育委員会共催）。

今年の森の塾は、現在屋久島で行われている林業・木材産業を主体に、①土埋木の現状、②地杉の島外出荷、③森林施業地見学（間伐作業）、④地杉の加工・販売、⑤地杉を使った役場庁舎見学などのカリキュラムを行いました。参加者からは「地杉の生産から加工、建築まで一連の流れがとてもわかりやすくて良かった」「子ども達にも見学させたい」「小杉谷にも行きたい」「体験があると良かった」等多くの感想をいただきました。今後もさらに内容を充実させた森の塾を継続して開催したいと考えています。



役場職員から説明を聞く受講生



土埋木について説明



西署長の説明を聞く参加者



間伐作業地で伐倒・集材作業を見学

洋上アルプス No.306 ①

図 6 - 1 - 2 屋久島森の塾【洋上アルプス No. 306_林野庁屋久島森林生態系保全センター】

環境省 鹿児島県 屋久島町
屋久島世界遺産センター × 屋久島環境文化研修センター × 屋久島町屋久杉自然館

SDGs × ESD プログラム集



図 6 - 1 - 3 SDGs×ESD プログラム集 表紙

屋久島世界遺産地域管理計画に基づく事業実績等の整理（2012～2021）

管理計画上の項目 No. 6-2	（６）環境教育、情報の発信と普及啓発 （普及啓発・情報発信）
管理方策	・利用マナーやルールについて、巡視活動に併せ、登山・観光客に対して指導・啓発を行う。 ・遺産地域の保全・管理に係る情報、遺産地域の自然情報等について、関係行政機関等の主要施設、イベント等の場において、案内板、ホームページ、パンフレット、映像等を効果的に活用し、積極的に国内外への情報発信に努める。
実施主体	環境省、林野庁、鹿児島県、屋久島町、地域関係者（財団、レク森、観光協会、ガイド等）
<主な取組> ・関係行政機関が、屋久島マナーガイド(1999～)、西部地域ルールガイド(2011～)、洋上アルプス(1995～)といったパンフレットやリーフレット等のほか、モニタリング結果、ヤクシカ対策等に係る普及啓発資料を作成し、観光客や住民に対して普及啓発を実施している。また、屋久島マナービデオ(2002～)が適宜改訂され、交通機関の協力を得て、高速船で継続的に放映されている。 ・関係行政機関が、各 HP を整備・更新しているほか、山岳部保全協力金とマイカー規制、屋久島公認ガイドなどの主要な取組ごとの HP が整備され、情報発信が行われている。 ・科学委員会、ヤクシカ WG、高層湿原保全対策検討会、山岳部利用のあり方検討会などの主要な会議の資料、議事概要等が公開され、議論の透明性が確保されている。 ※詳細は「管理計画に基づく事業実績」（毎年度の科学委員会資料）参照	
<制度化・体系化等> —	
<課題・参考情報> ・世界遺産地域や国立公園の管理者である行政機関からの体系的かつ総合的な情報発信を行う必要がある。 ・屋久島マナービデオについて、頻繁な改訂により、観光客等への訴求性が低下していることから、全面的な改訂が必要である。 ・山岳部利用ビジョンに基づき、関係行政機関が一元的に利用のあり方を情報発信するツールが必要である。 ・近年では SNS 等の普及に伴って、個人の情報収集手段も多様化するとともに、利用者個人による情報発信力の大きさも高まっており、行政による一元的な HP 等の整備だけで、発信したい情報を利用者に十分に伝えることは困難である。個人による情報発信力の重要性も十分に考慮しつつ、観光事業者との連携なども含めて、多角的な情報発信の形を構築する必要がある。	

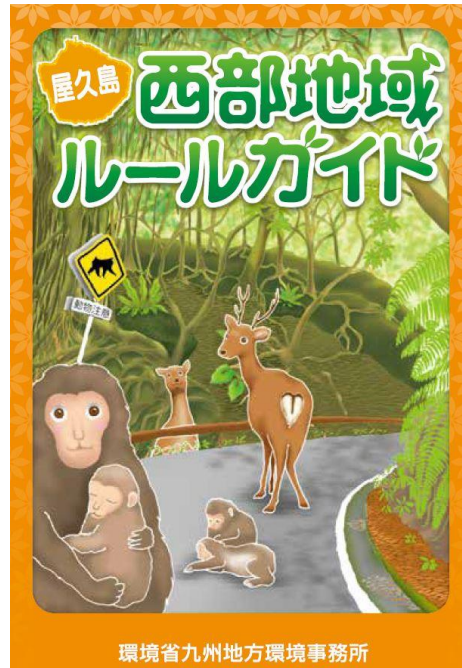


図6-2-1 (左)登山者のための屋久島マナーガイド、(右)屋久島西部地域ルールガイド
【左：屋久島山岳部保全利用協議会、右：環境省九州地方環境事務所】

山岳部環境保全協力金の納入をお願いします。

世界自然遺産として評価された屋久島の美しい自然環境と清らかな水環境を人類共通の財産として末永く受け継ぎ、登山者のみなさまに安心して安全な自然体験を提供するための協力金です。

基本額(日帰り入山の場合) 1,000円
山中で宿泊予定の入山の場合 2,000円

※登山をされない方で協力金制度にご賛同いただける方も協力金を観光協会案内所などで納入できます。

使い道

- 山岳トイレの維持管理経費
- 登山道・トロッコ道の点検及び軽微な補修費
- 山岳地域の安心安全のための諸活動にかかる経費
- 町道荒川線のマイカー規制に係る経費
- 上記のほか、協力金の収納等、山岳部の自然環境の保全に必要な経費

観光事業者と連携した環境保全の取り組みとして、協力者証を町内の協力店でご提示いただくと、観光にお得な各種サービスが受けられます。サービス内容は、ホームページ(<http://yakushima-tozan.com/>)等で連絡先をご確認の上、協力店にお問い合わせください。

屋久島山岳部保全利用協力金HP

納入方法

<淀川登山口から入山する方>

- P5に記載する取扱所で、事前に納入いただくか、淀川登山口に待機する業務員に納入してください。

<白谷雲水峡から入山する方>

- P5に記載する取扱所で、事前に納入いただくか、白谷雲水峡の入口の管理棟で納入してください。

※白谷雲水峡からウィルソン株や縄文杉などを目指す場合は、山岳部環境保全協力金の納入にご協力をお願いします。なお、白谷雲水峡(白谷管理棟・辻峠)だけを散策する場合は、森林環境整備推進協力金500円の納入にご協力をお願いします。その場合、山岳部環境保全協力金の納入は必要ありません。

<登山をされない方で協力金制度にご賛同し納入いただける方>

- 観光協会案内所(空港前・エコタウンあわほ内・屋久島環境文化村センター内)、屋久島山岳部保全利用協議会(屋久杉自然館前バス停)で納入いただけます。
- 指定口座に振り込み(金額は問いません)

※ご希望の方は、屋久島町役場環境政策課(<http://www.town.yakushima.kagoshima.jp/>)にお問い合わせください。

<荒川登山口から入山する方>
 毎年3月1日から11月30日までの期間、荒川登山口に通じる町道荒川線は、許可車両以外の車両の乗り入れを規制しています。荒川登山口へは、屋久杉自然館前バス停から荒川登山バス(シャトルバス)をご利用ください。下記の取扱所で、バス券の購入に併せて山岳部環境保全協力金を納入してください。

協力金及びバス券の事前購入にご協力ください。

取扱所	取扱時間	市外局番0997
(公社)屋久島観光協会事務局(空港前)	8:30~18:00	49-4010
安房案内所(エコタウンあわほ内)	9:00~18:00	46-2333
宮之浦案内所(屋久島環境文化村センター内)	9:00~17:00	42-1019
屋久島環境文化村センター	9:00~17:00	42-2900
屋久島山岳部保全利用協議会(屋久杉自然館前バス停)	4:00~19:00	46-3317

※上記以外にも、宿泊先などで購入できる場合もございますので、各施設に直接お問い合わせください。
 ※バス券の返金は観光案内所にて行います。(納入いただいた山岳部環境保全協力金は原則返金できませんのでご了承ください。)

マイカー・レンタカー・二輪車・自転車・路線バスをご利用の方

▶屋久杉自然館前バス停にて、荒川登山バスに乗り換えをお願いします。

運行区間：屋久杉自然館前バス停～荒川登山口	料金
中学生以上	(片道券)1,690円(バス代690円+協力金1,000円) (往復券)2,380円(バス代1,380円+協力金1,000円) ※【協力金】日帰り入山の場合は1,000円、山中で宿泊予定の場合は2,000円。
小学生	(片道券)350円(バス代350円) (往復券)700円(バス代700円) ※協力金は必要ありません。
小学生未満	バス代は無料です。

混雑緩和及び円滑なバス運行のため、事前購入にご協力ください。都合により事前購入できなかった方は、登山バス乗車口にて待機する係員にお申し出ください。

貸切バス・タクシーをご利用の方

▶協力金は、屋久島山岳部保全利用協議会(屋久杉自然館前バス停)または荒川三叉路において業務員に納入してください。詳しくは、バス・タクシー会社またはドライバーにお問い合わせください。

※【協力金】日帰り入山の場合は1,000円、山中で宿泊予定の場合は2,000円。

【問合せ先】 屋久島山岳部保全利用協議会
 TEL&FAX 0997-46-3317
<http://yakushima-tozan.com/>

【バス運行情報】 種子島・屋久島交通株式会社 0997-46-2221
 まつばんだ交通バス株式会社 0997-43-5000

図6-2-2 山岳部環境保全協力金とマイカー規制に関する記述
 【登山者のための屋久島マナーガイド_屋久島山岳部保全利用協議会】

屋久島世界遺産センター

Yakushima World Heritage Conservation Center

[トップページ](#)
[センター紹介](#)
[世界遺産](#)
[国立公園](#)
[登山情報](#)
[エコツーリズム](#)
[リンク](#)

Menu

- 最新登山情報
- 屋久島山岳部保全利用協議会
- 登山におけるマナー／諸注意
- 携帯トイレの利用
- 縄文杉登山における注意事項
- 縄文杉快適登山日カレンダー

最新登山情報

▼ 屋久島の冬山登山について

- 2020年度冬、既に2件の山岳遭難事故が発生しました。
特に2021年1月に入ってから寒波の影響で、山間部では深い積雪となっています。
縄文杉のある標高帯には50cm以上の積雪があり、宮之浦岳方面では積雪が100cmを超える部分も発生しています。
稜線部では降雪時、吹雪や濃霧が発生しやすくなります。
無積雪期と比べ、登山の難易度やリスクははるかに高くなります。
登山口には雪が無い場合であっても、高標高帯へ進むにつれて歩行困難になる可能性が高いため、安易な入山はお控え頂くようお願いいたします。
冬山で遭難事故が発生した場合、悪天時には救助活動も大変困難となります。
特に以下のような条件の場合、登山計画の見直しをお願いいたします。

 - 寒波や寒冷前線通過など、天候悪化が予想される場合。
 - 初めてのルートや慣れていないルートを計画している場合。
 - 冬山装備、緊急時用装備が十分でない場合。
 - 冬山に向けての体力、体調が十分でない場合。
 - 1日に長距離の登山を計画している場合。

▼ 屋久島で登山をされる方へ

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、屋久島山岳部保全利用協議会から屋久島で登山をされる方へ、注意喚起の案内文が発表されました。
下記のとおり感染予防に努め、登山を楽しんでください。
また、当面の間、緊急時以外の避難小屋の利用はお控えください。

[屋久島で登山をされる方へ\[PDF134KB\]](#)

▼ 口永良部島新岳噴火に関する情報

図 6 - 2 - 3 屋久島世界遺産センターHP

森林管理局へようこそ

報道・広報

森林管理局の仕事

公売・入札情報等

リンク集

[ホーム](#) > [生物多様性の保全](#) > [屋久島世界遺産地域連絡会議、屋久島世界遺産地域科学委員会](#)

屋久島世界自然遺産地域

屋久島世界自然遺産地域

『屋久島世界自然遺産地域は、世界遺産条約に基づき平成5年12月我が国で初めて世界自然遺産として登録されました。』

世界自然遺産「屋久島」は、九州本土最南端から60kmの海上に位置するほぼ円形の山岳島である屋久島の中心部から西の海岸部に及ぶ原生的な温帯雨林が広がる地域である。屋久島の島嶼生態系は、標高2,000mに迫る山岳を有し、亜熱帯性植物を含む海岸植生、山地の温帯雨林から山頂付近の冷温帯性ササ草地や高層湿原に及ぶ植生帯の垂直分布の連続性を保持している点で、北半球の温帯域では他にほとんど例がない顕著な生態系である。また、屋久島の山地温帯雨林は、年間降水量が8,000mmを超える特殊な多雨・高湿度環境に適応した溪流植物や着生植物を豊富に含む特異な生態系が見られる点、樹齢1,000年を超えるヤクスギの原生林が作り出す景観を有する点で世界的に特異な存在である。屋久島は、平成5年（1993年）12月の第17回世界遺産委員会において世界遺産のクライテリア（評価基準）に合致する顕著な普遍的価値を有すると認められ、世界自然遺産として登録されました。

登録面積は、国有林10,260ha、民有林487ha、合計10,747ha

主な保護林としては、屋久島森林生態系保護地域（林野庁）、屋久島国立公園（環境省）、原生自然環境保全地域（環境省）、史跡名勝天然記念物（文化庁）

『屋久島世界遺産地域管理計画（平成24年10月）』（PDF：519KB）

屋久島世界遺産地域連絡会議

世界自然遺産には登録された「屋久島」の適正な保全管理の推進を図るため関係行政機関相互の連絡調整を行う場として「屋久島世界遺産地域連絡会議」が設置されています。

また、遺産地域を将来にわたり適正に保全管理していくため、「屋久島世界遺産地域管理計画」によって、各種制度の運用と各種事業の推進等に資する基本的な方針を明らかにしています。

《地域連絡会議の構成組織》

環境省九州地方環境事務所

林野庁九州森林管理局

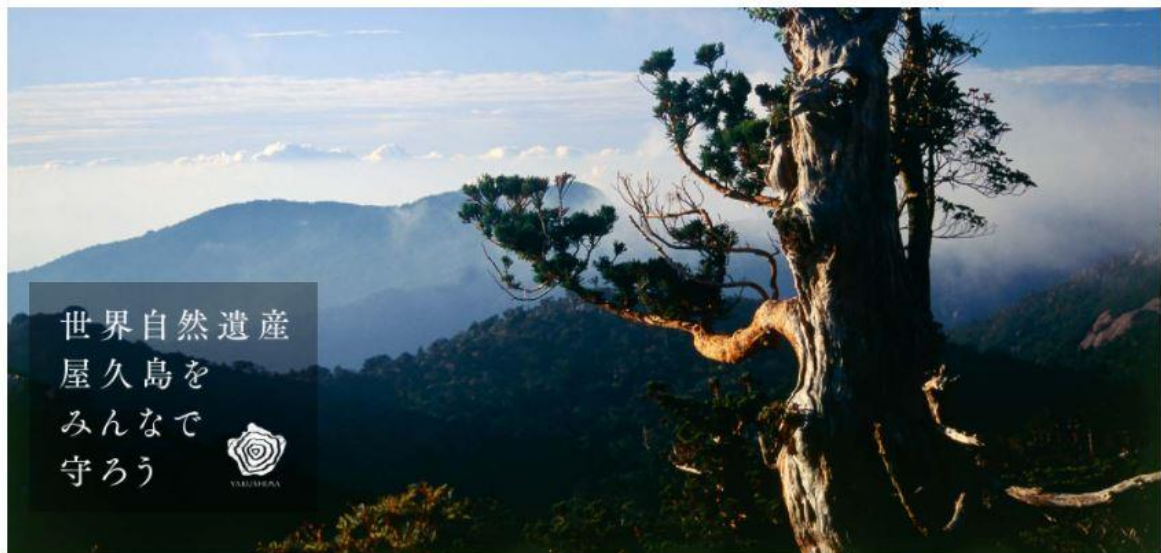
鹿児島県

鹿児島県教育委員会

屋久島町

地域連絡会議の開催状況

図6-2-4 九州森林管理局_屋久島世界自然遺産地域 HP



トップページ	協力金について	登山バスについて	観光にもお得なお知らせ
山岳部でのマナーとルール			

世界自然遺産屋久島

山岳部環境保全協力金の納入をお願いします。

基本額(日帰り入山の場合) 1,000円	山中で宿泊予定の入山の場合 2,000円
-----------------------------	-----------------------------

※ 登山をされない方も協力金を観光協会案内所などで納入できます。

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金とは？ 世界自然遺産として評価された屋久島の美しい自然環境と清らかな水環境を人類共通の財産として未来に受け継ぎ、登山者のみなさまに安心で安全な自然体験を提供するための協力金です。 この協力金の納入は任意ですが、屋久島の関係機関の合意により、屋久島町議会が議決された世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例によって納入をお願いするものです。ご理解ご協力をお願いします。 協力金について詳しくはこちら	観光にもお得なお知らせ 観光事業者と連携した環境保全の取り組みとして、協力者証を町内の協力店でご提示いただくと観光にお得な各種サービスが受けられます。 サービス内容は、ホームページ等で連絡先をご確認の上、協力店にお問い合わせください。 詳細と協力店一覧はこちら	＜協力者証の一例＞
---	---	------------------

納入の方法

図 6 - 2 - 5 屋久島山岳部保全利用協議会 HP



屋久島公認ガイド

Official Certified Guide of Yakushima



屋久島公認ガイドとは？ 公認ガイド一覧 ガイドの方へ 屋久島町エコツーリズム推進協議会について



屋久島公認ガイドで充実&大満足の自然体験を！

日本でも数少ない公的機関（屋久島町）が認定するガイドを利用して、楽しく安全に自然を体験しよう！

屋久島公認ガイドとは・・・？

- ・ 時間を有効に使いたい！最適なプランを知りたいなあ。
- ・ 島の人達ってどんな生活をしているの？
- ・ 屋久島の自然ってどうなっているの？
- ・ 屋久島、初めてだけどこを見ればいいの？
- ・ もしもケガをしてしまったらどうしよう？

そんな疑問・要望にお答えします！ぜひ、屋久島公認ガイドをご利用ください。

「屋久島公認ガイド」とは屋久島町で活動しているガイドの中でも、特別な試験をクリアして、屋久島町の公認を受けたガイドのことです。屋久島の天候は変わりやすく、自然が豊かだからこそ立ち入りできない、危険な場所もあります。屋久島公認ガイドは、万が一事故やケガがあった場合の保険や、救急救命の方法を備えています。また、実際に屋久島町に住んでいるので、縄文杉や白谷雲水峡等の有名どころ以外にも、多くの魅力ある場所をルールを守って案内する術を心得ています。

さらに、地元の伝統文化からリアルタイムの暮らしの情報、おすすめポイントなど色々な「知りたい」に応えてくれます。

ぜひ、屋久島公認ガイドを利用して、安心安全に、また、自分たちだけでは決して味わえない屋久島町の魅力をお楽しみください。

→ [屋久島公認ガイドについて詳しくはコチラ「屋久島公認ガイドとは？」](#)



屋久島公認ガイドへアクセス！

図 6 - 2 - 6 屋久島公認ガイド HP

【No.2-3別添】屋久島山岳部における整備等一覧

年度		施設	場所	整備主体
1962	昭和37年	鹿ノ沢小屋設置(汲取トイレ含)	鹿ノ沢小屋	鹿児島県
1965	昭和40年	花之江河小屋設置(汲取トイレ含)	淀川小屋	鹿児島県(国補助)
1970	昭和45年	高塚小屋設置(汲取トイレ含)	高塚小屋	鹿児島県(国補助)
1971	昭和46年	石塚小屋設置(汲取トイレ含)	石塚小屋	鹿児島県(国補助)
1979	昭和54年	白谷小屋設置(汲取トイレ含)	白谷小屋	屋久島町
1981	昭和56年	標識類	花之江河(宮之浦岳R)～竹の辻公園境界(永田歩道)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		木道、土留柵、標識類	淀川登山口～花之江河	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1983	昭和58年	木道、土留柵、標識類	花之江河(宮之浦岳R)～竹の辻公園境界(永田歩道)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		標識類、土留丸太	尾之間歩道入口～蛇之口滝(尾之間歩道)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		橋梁	淀川(淀川橋)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		土留柵、標識類	大株歩道入口(縄文杉R)～焼野三叉(縦走路)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1984	昭和59年	標識類	蛇之口滝分岐点～割石岳乗越(尾之間歩道)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		標識類	割石岳乗越～淀川登山口(尾之間歩道)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		標識類、土留丸太、階段	花之江河～荒川支流(花之江河ヤクスギランド線)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1985	昭和60年	階段、土留丸太、標識類	花之江河～栗生林道合流点(栗生歩道)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		標識類、土留丸太等	太忠岳登山道入口～太忠岳(現ヤクスギランド入口～山頂)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		淀川小屋建て替え	淀川小屋	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1988	昭和63年	階段	淀川小屋～花之江河	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1989	平成元年	土留丸太、標識類	焼野三叉(縦走路)～安房岳・投石岳鞍部(宮之浦岳R)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1990	平成2年	標識類、土留丸太、階段工	花之江河(宮之浦岳R)～竹の辻公園境界(永田歩道)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		トイレ	淀川登山口	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		標識類、土留補修、トロツコ道板張	楠川分かれ(縄文杉R)～焼野三叉(縦走路)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		標識類、土留補修	花之江河～石塚小屋(花之江河ヤクスギランド線)	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1992	平成4年	新高塚小屋設置	新高塚小屋	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1993	平成5年	駐車場	白谷雲水峡入口(※当時国立公園外)	鹿児島県
		階段、デッキ、標識類、トロ道板張等	小杉谷～縄文杉	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1994	平成6年	トイレ(水洗)	白谷雲水峡入口(※当時国立公園外)	鹿児島県
1995	平成7年	トイレ(浄化槽)	荒川登山口	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		階段補修、標識類	大株歩道入口～ウィルソン株	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		休憩所	縄文杉先	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		植生保護デッキ、編柵工	縄文杉	林野庁
		土留階段	淀川登山口～黒味岳分岐	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		管理棟	白谷雲水峡入口(※当時国立公園外)	林野庁
1996	平成8年	階段	淀川登山口～花之江河	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		階段	縄文杉～高塚小屋	林野庁
		木道、階段	花之江河～翁岳	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		橋梁掛替、歩道整備	ヤクスギランド内(沢津橋)	林野庁
1997	平成9年	木道、階段、標識類	翁岳鞍部～花之江河	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		木道、階段、標識類	花之江河～焼野	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		土留階段、階段、木道	淀川登山口～花之江河	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		橋梁掛替、歩道整備	ヤクスギランド内(荒川橋)	林野庁
1998	平成10年	階段、板張	縄文杉周辺	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		橋梁掛替、歩道整備	ヤクスギランド内(苔の橋)	林野庁
		休憩所	ヤクスギランド内(2箇所)	林野庁
		休憩所	ヤクスギランド内(1箇所)	林野庁
		屋根、デッキ	新高塚小屋	鹿児島県(国1/2、県1/2)
1999	平成11年	階段、板張、橋梁、トロ道板張	楠川分かれ～縄文杉	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		植生保護デッキ外踏出防止柵等	縄文杉、高塚小屋周辺	林野庁
		休憩所	ヤクスギランド内(1箇所)	林野庁
2000	平成12年	木道、標識類	花之江河～焼野	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		休憩所	小杉谷小学校先	林野庁
		階段、板張	ウィルソン株周辺	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		階段、板張	新高塚小屋周辺	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		著名杉命名板、解説板	ヤクスギランド内	林野庁
2001	平成13年	板張、橋梁設置	小杉谷分岐～大株歩道入口	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		木道	花之江河周辺	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		丸太工、階段工	花之江河、小花之江河	林野庁
2002	平成14年	枕木交換	小杉谷小学校跡～大株歩道入口	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		木道、階段	縄文杉～高塚小屋先	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		トイレ(浄化循環)	大株歩道入口	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		橋梁掛替、歩道整備	ヤクスギランド内(天柱橋)	林野庁
		木道、土留丸太	花之江河～黒味岳分岐	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		丸太工、階段工	花之江河、小花之江河	林野庁
2003	平成15年	龍神杉歩道整備	登山口～龍神杉	屋久島町
		枕木交換、トロ道板張	小杉谷小学校跡～大株歩道入口	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		木道、階段、石積	新高塚小屋～坊主岩	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		解説板	ヤクスギランド内	林野庁
		龍神杉歩道整備(デッキ等)	龍神杉	屋久島町
2004	平成16年	周辺整備(階段、木道、標識類等)	ウィルソン株	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		木道、階段、石積	坊主岩～平石岩屋	鹿児島県(国1/2、県1/2)
		龍神杉歩道整備	登山口付近	屋久島町
2005	平成17年	橋梁掛替	小杉谷小学校跡～小杉谷荘跡周辺	鹿児島県
		植生保護デッキ補修、木柵、丸太筋工	縄文杉	林野庁
2006	平成18年	橋梁掛替	小杉谷荘跡周辺	鹿児島県
		トイレ(オゾンし尿処理・改築)	大株歩道入口	鹿児島県
		土留、排水溝等整備	花之江河	林野庁
2007	平成19年	トイレ(パイオ)	小杉谷山荘跡	屋久島町(企業寄付)
		木道、階段、石積、水切等	平石～淀川登山口	環境省
		龍神杉歩道整備(標識類)	登山口～龍神杉	屋久島町

【No.2-3別添】屋久島山岳部における整備等一覧

年度		施設	場所	整備主体
2008	平成20年	橋梁掛替	小杉谷小学校跡～楠川分かれ手前	鹿児島県
		駐車場	自然館前(※国立公園区域外)	鹿児島県
		トイレ(水洗)	自然館前(※国立公園区域外)	鹿児島県
		携帯トイレブース	ヤクスギランド内(蛇紋杉手前)	林野庁
2009	平成21年	トイレ(簡易水洗処理槽・改築)	荒川登山口	鹿児島県
		休憩所	荒川登山口	鹿児島県
		トイレ(簡易水洗処理槽・追加)	荒川登山口	鹿児島県
		橋梁掛替	小杉谷小学校跡～大株歩道入口	鹿児島県
		植生保護デッキ、木柵、根茎保護等	大王杉手前～縄文杉	林野庁
		トイレ(バイオ)	小杉谷山荘跡	屋久島町(企業寄付)
		ゲート設置	荒川三叉路	屋久島町
2010	平成22年	根茎保護デッキ、丸太柵等	大王杉手前～縄文杉先	林野庁
		携帯トイレブース	淀川小屋、花之江河、翁岳	環境省
2011	平成23年	トイレ(土壌処理式) (携帯トイレブース1室)	新高塚小屋	環境省
		トイレ改修(簡易水洗化、ソーラー)	淀川登山口	屋久島町(企業寄付)
		バス停屋根	自然館前(※国立公園区域外)	屋久島町(県1/2、協力金1/2)
2012	平成24年	木道、石積	縄文杉周辺	鹿児島県
		階段、橋梁掛替(淀川橋)	淀川登山口～投石平	環境省
		石積	黒味分れ～黒味岳山頂	環境省
		携帯トイレブース	大王杉	環境省
		避難小屋	高塚小屋	屋久島町(企業寄付)
		植生保護デッキ撤去	縄文杉	林野庁
2013	平成25年	高塚小屋建て替え	高塚小屋	屋久島町
		北デッキ撤去	縄文杉	林野庁
2015	平成27年	南デッキの一部撤去	縄文杉	林野庁
		デッキ	縄文杉	環境省
2016	平成28年	南デッキ撤去、植生保護ネット	縄文杉	林野庁
		デッキ	縄文杉	環境省
2019	令和元年	休憩所	淀川登山口	環境省
		登山道整備工事	鹿之沢小屋～焼野三叉路間	環境省
2021	令和3年	う回路	大王杉	環境省(県施工委任)

※オレンジセル＝縄文杉ルート(荒川口-高塚小屋)、水色セル＝宮之浦岳ルート(淀川口～宮之浦岳)、紫セル＝縦走ルート(宮之浦岳～高塚小屋)、緑セル＝レク森